

江戸川区土木公共施設の維持管理基本計画

平成28年3月

 江戸川区土木部

はじめに

江戸川区は昭和 7 年に人口 10 万人の都市として誕生し、現在では 68 万人を超える大都市となった。

今日の発展を遂げる礎となったのは、大規模な洪水災害を契機とする荒川放水路・中川放水路（新中川）の開削による治水対策と、高度経済成長期の急速な人口増加と都市化に対しての土地区画整理事業や下水道整備等の都市基盤整備である。

また、江戸川区では都市基盤整備と並行しながら、「ゆたかな心 地にみどり」を合言葉に、まちの美化や緑化運動を進め、昭和 48 年には全国初の親水公園として古川親水公園を整備し、その後も下水道整備に合わせて内河川や水路を親水公園・親水緑道として整備してきた。現在では、多くの生物や植生が繁殖して良好な景観を形成し、水とみどりのゆたかな江戸川区の象徴となっている。

さらに、近年では、日本一の収容規模を誇る葛西駅地下駐輪場を始めとする機械式駐輪場の整備や、江戸情緒あふれる街並みをコンセプトとした新川環境整備等、都市生活における利便性や快適性を向上させると共に、まちの魅力を高める独自の施設整備を展開している。

これらのまちづくりを成し得たのは、過去から現在にかけて一貫して取り組んできた区民との協働によるものであり、大切な資産としてより良い形で未来へと受け継いでいかなければならない。

しかし一方で、土木公共施設の維持管理に係る財政的な負担は大きく、特に高度経済成長期からバブル景気にかけて長期間に渡り次々に整備された施設は、経年と共に一斉に老朽化が進んでおり、維持管理費は今後更に増大することが見込まれる。

そこで、これまでも施設の安全性の確保や施設サービスの向上、財政負担の軽減等、様々な取組みを個別に行ってきたが、将来に渡って持続可能な維持管理を実現するため、土木部管理の全施設を対象に、中長期的かつ横断的な視点で今後の取組みの基本的な考え方を整理し示すこととした。

本計画のもと、今後も不断の努力で、より効率的で効果的な維持管理の推進に取り組んでいく。

江戸川区土木公共施設の維持管理基本計画

目 次

第1章. 計画の構成 1～6

1－1. 計画策定の背景と目的	2
1－2. 本計画の位置づけ	3
1－3. 対象施設	4
1－4. 計画期間	4
1－5. 計画目標	4
1－6. 計画の構成	5

第2章. 全体計画 7～18

2－1. 土木事業費の推移	8
2－2. 将来費用予測	10
2－3. 現状把握	12
2－4. 課題認識	14
2－5. 基本方針	16

第3章. 施設別計画 19～54

3－1. 各施設の現状と課題	
1. 舗装、2. 排水施設、3. 交通安全施設、4. 緑道	20
5. 街路灯	22
6. 街路樹	24
7. 電線類地中化施設	26
8. 橋梁、9. 大型カルバート	28

10. 公園	30
11. 親水公園、12. 親水緑道	32
13. 特定施設、14. 駐輪場・駐車場	34
15. 水門等	38
16. 河川防護柵	40
17. 公衆手洗所	42
18. その他	44
3－2. 各施設の基本方針	48

第4章. 今後の取組み 55～67

参考資料

1. 用語集	参-1
2. 「江戸川区土木公共施設の維持管理基本計画」 策定検討会設置要領	参-4
3. 検討会・検討部会の記録	参-5

第1章 計画の構成

1-1. 計画策定の背景と目的

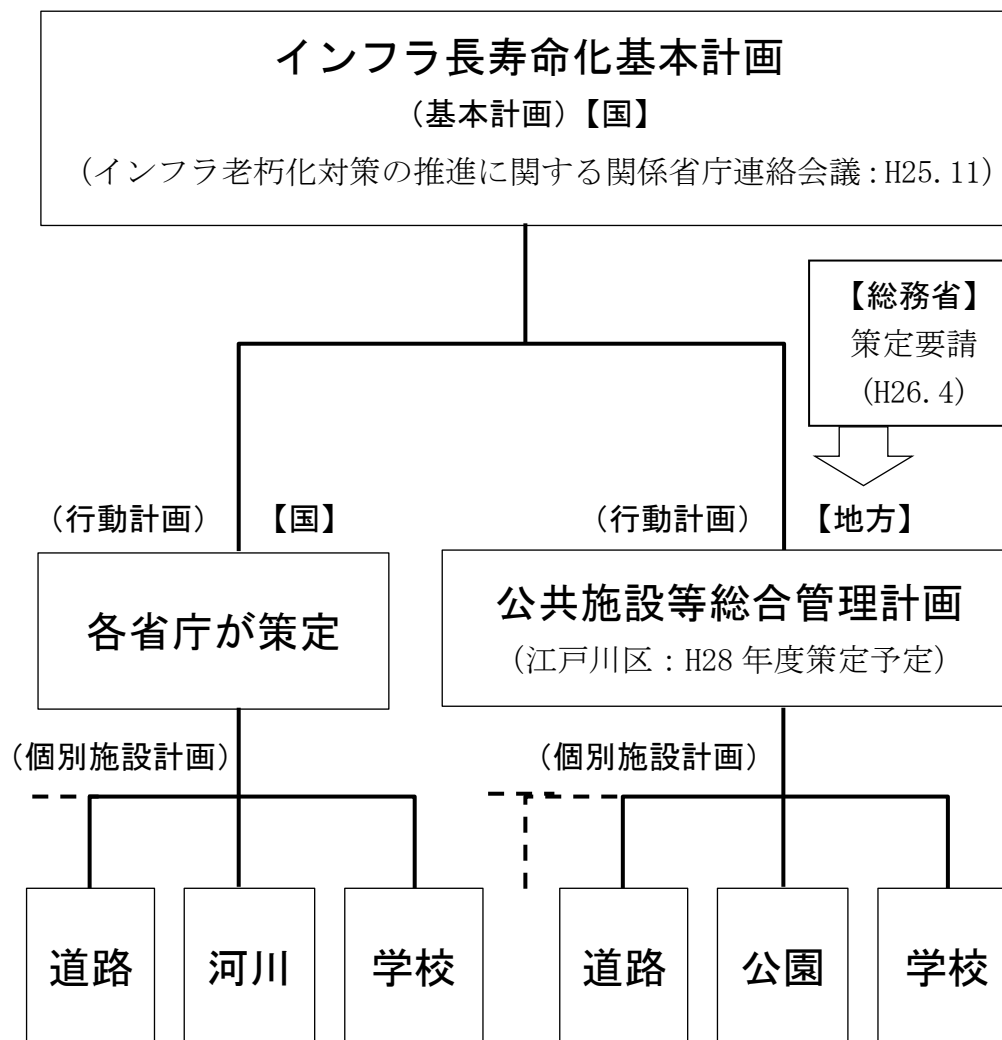
我が国においては、国・地方公共団体ともに厳しい財政状況がつづく中、高度経済成長期に整備された公共施設等が今後一斉に老朽化が進み更新時期を迎えるとともに、人口減少・少子高齢化等により公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれている。

このような状況を踏まえ、国はインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、地方公共団体に対しては公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、総務省が「公共施設等総合管理計画」の策定を要請している。

また、国土交通省においては、平成 24 年 12 月に発生した笹子トンネル天井板落下事故をきっかけに、このような事故を二度と起こさないよう、平成 25 年を「社会資本メンテナンス元年」と位置付け、平成 26 年 5 月に「国土交通省インフラ長寿命化計画」を策定した。

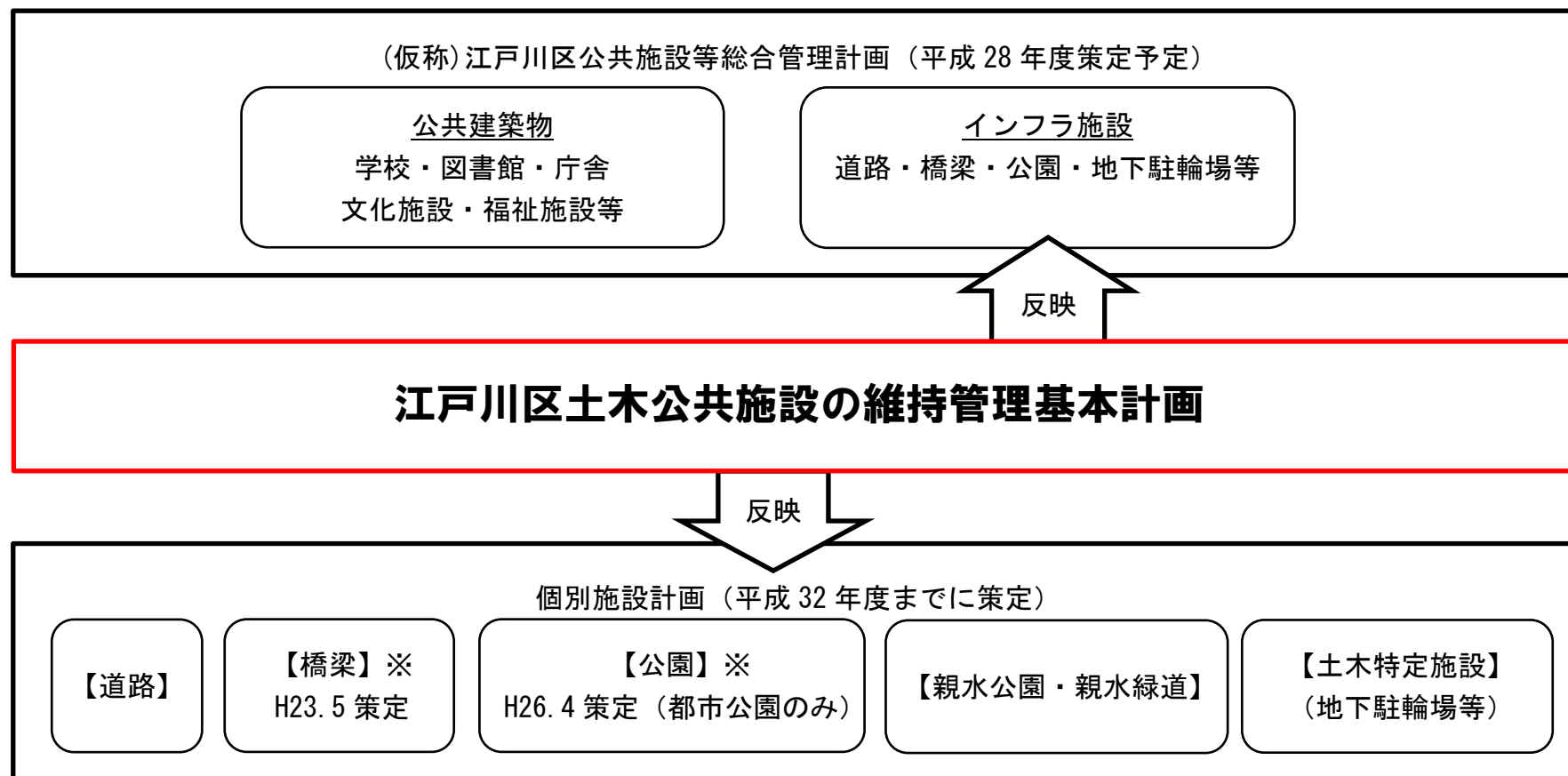
このような背景の中、江戸川区においても「(仮称) 江戸川区公共施設等総合管理計画」を策定する予定である。

本計画は、江戸川区の公共施設のうち土木部が管理する膨大かつ多種多様な施設について、現状把握と課題認識を行い、将来に渡って持続的に適切な維持管理を行っていくための基本方針を定めたものであり、「土木公共施設の安全・安心の確保」を目的に策定する。



1-2. 本計画の位置づけ

本計画の内容は、平成28年度策定予定の「(仮称)江戸川区公共施設等総合管理計画」に反映させるとともに、個別施設計画の上位計画にあたる。



※【橋梁】と【公園】は個別施設計画として長寿命化計画を策定済みであるが、本計画において維持管理に関する基本方針の見直しを行い、長寿命化計画の改定時に反映させる。

1－3. 対象施設

本計画の対象施設は、江戸川区土木部管理の全施設とする。

主な施設と数量等を以下に示す。(数量は平成 27 年 4 月 1 日現在)

施 設	数 量 等	施 設	数 量 等
1. 舗装	車道舗装:7,153,830 m ² (1,055,011m)	10. 公園	471 園 (区立公園 306、児童遊園 137、広場 28)
2. 排水施設	歩道舗装:1,082,537 m ² (425,605m)	11. 親水公園	5 路線 (9,610m)
3. 交通安全施設	歩行者用防護柵 :233,997m 道路標識(オーバーハング) :153 基 カーブミラー :2,846 本	12. 親水緑道	18 路線 (17,680m)
4. 緑道	53,713m	13. 特定施設	地下駐輪場・機械式駐輪場 (11 箇所) 小岩駅南口タクシープール、新川地下駐車場 新左近川親水公園駐車場
5. 街路灯	34,641 基	14. 駐輪場・駐車場	駐輪場 57 箇所 (集積所も含む)、駐車場 2 箇所
6. 街路樹	高・中木:58,757 本、株物:969,532 株	15. 水門等	16 箇所
7. 電線類地中化施設	20,181m	16. 河川防護柵	17.3km
8. 橋梁	57 橋	17. 公衆手洗所	26 箇所 (公園内手洗所を除く)
9. 大型カルバート	小松川第 1、第 2 トンネル	18. その他	防災船着場、残存水路、各種モニュメント、他

1－4. 計画期間

本計画の計画期間は 30 年間 (平成 28 年度～平成 57 年度) とする。

1－5. 計画目標

本計画の目標は、以下の 2 つとする。

【計画目標】

土木公共施設の老朽化に起因する重大事故ゼロ

【当初 5 年間の目標】

平成 32 年度までに、個別施設計画として各施設の長寿命化計画を策定する

1-6. 計画の構成

土木公共施設は膨大かつ多種多様であるため、本計画は「全体計画」と「施設別計画」及び「今後の取組み」に分けた構成とする。

(1) 全体計画

計画の目標である「土木公共施設の老朽化に起因する重大事故ゼロ」を達成するために、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省）」に基づき、右記の7項目に整理して現状把握と課題認識を行い、土木公共施設の維持管理における基本方針を定める。

(2) 施設別計画

全体計画の基本方針の策定にあたり、以下の18施設を5つの部会に分けて各施設の現状把握と課題認識を行い、基本方針を示す。その中から主な方針・共通の方針を抽出して、全体計画の基本方針とする。

なお、「⑦今後の管理体制」は、全体計画においてのみ整理する。

部 会	施 設	部 会	施 設
道路部会	1. 舗装	公園部会	10. 公園
	2. 排水施設		11. 親水公園
	3. 交通安全施設		12. 親水緑道
	4. 緑道	特定施設部会	13. 特定施設
	5. 街路灯		14. 駐輪場・駐車場
	6. 街路樹	その他部会	15. 水門等
	7. 電線類地中化施設		16. 河川防護柵
橋梁部会	8. 橋梁		17. 公衆手洗所
	9. 大型カルバート		18. その他

【計画の目的】

土木公共施設の安全・安心の確保



【計画目標】

土木公共施設の老朽化に起因する重大事故ゼロ



【全体計画】7つの基本方針

（目標を達成するための活動方針）

- ①点検・診断等の実施方針
- ②維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ③安全確保の実施方針
- ④耐震化の実施方針
- ⑤長寿命化の実施方針
- ⑥統合や廃止の推進方針
- ⑦今後の管理体制の構築方針



主な方針・
共通の方針を抽出

【施設別計画】施設別の基本方針

道路

橋梁

公園

特定施設

水門等

その他

■総合管理計画に記載すべき事項

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（総務省 平成 26 年 4 月 22 日付）より抜粋

○公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化等、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP/PFI の活用等の考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること。

①点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施方針（予防保全型維持管理の考え方を取り入れる、トータルコストの縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新する等）等を記載すること。更新等の方針については、⑥統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

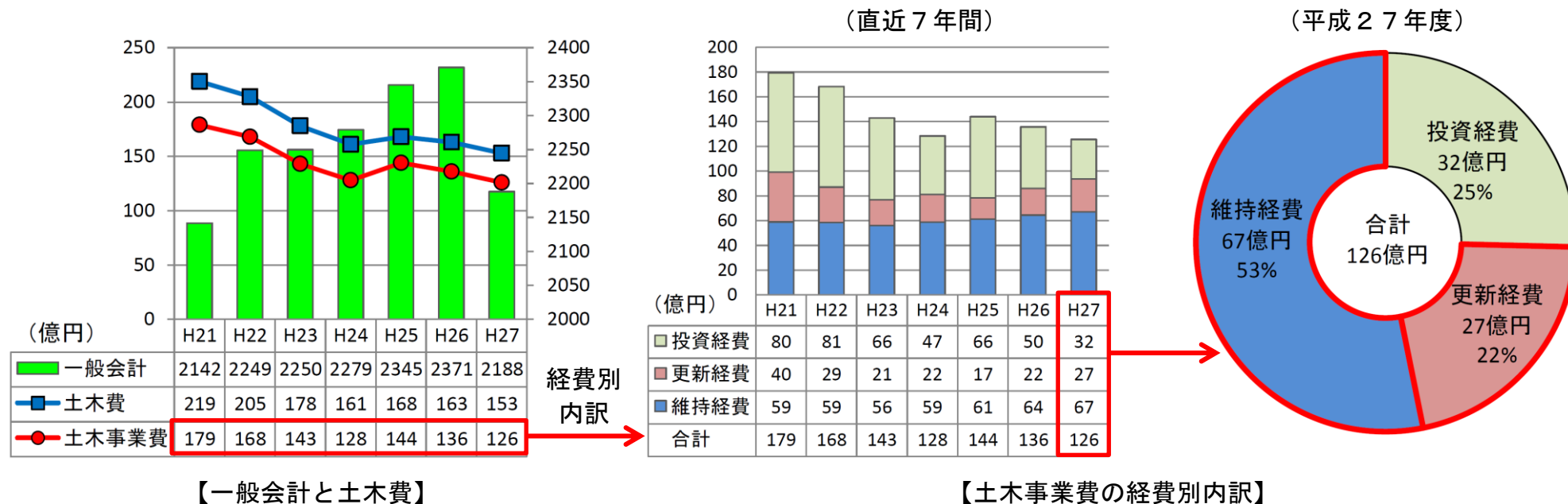
なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

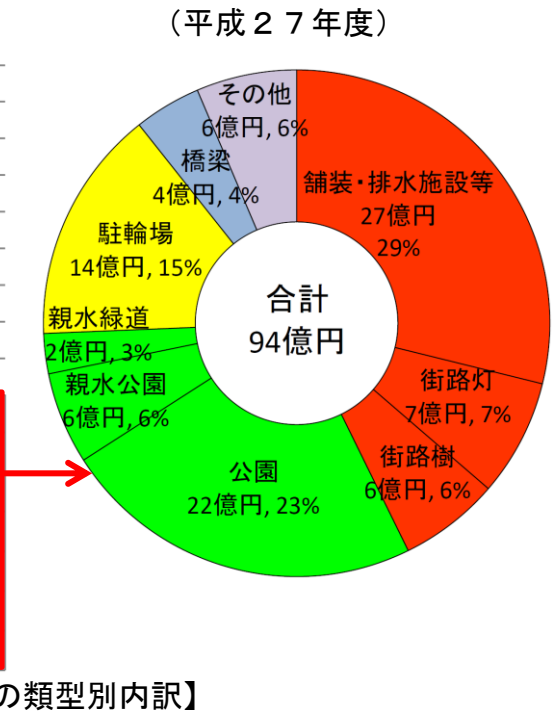
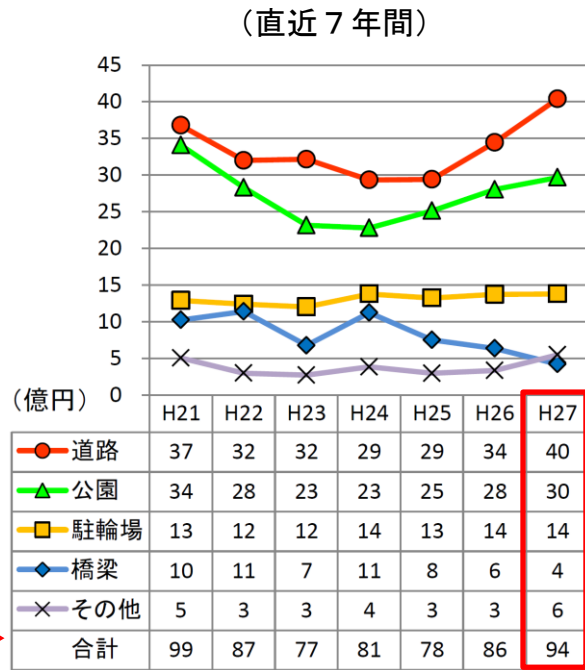
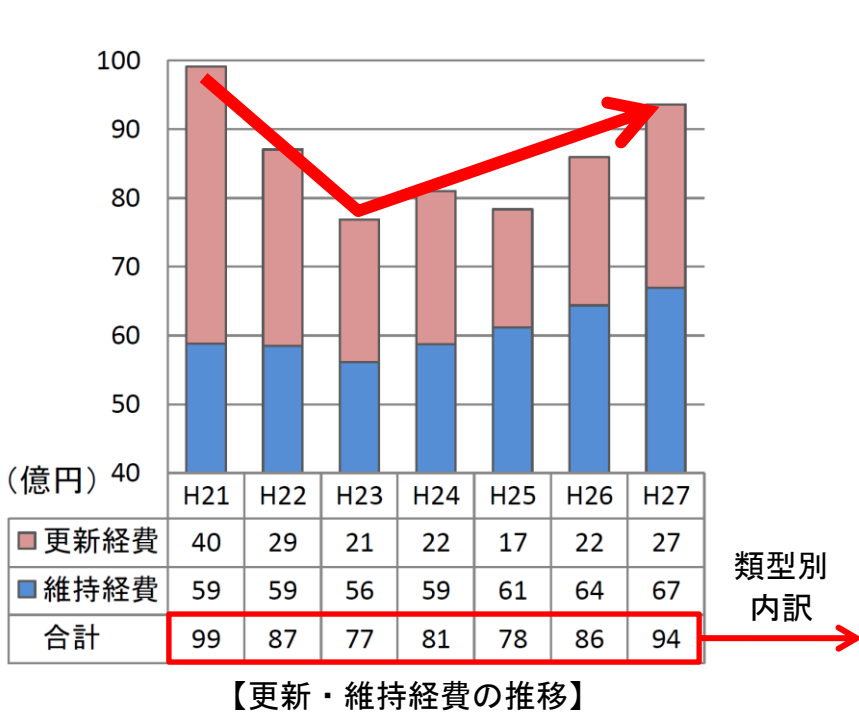
全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

第2章 全体計画

2-1. 土木事業費の推移



- ・江戸川区の一般会計は2,200～2,300億円前後で推移。
- ・土木費は減少傾向。(一般会計の7～8%で推移)
- ・人件費等を除いた土木事業費は、ここ5年間は130～150億円前後で推移。
- ・投資経費は各事業の進捗により変動が大きい。
- ・更新経費は20～30億円前後で推移。H21～H23にかけて大幅に減少したが、近年は増加傾向。
- ・維持経費は60億円前後で推移。近年は増加傾向。
- ・H27年度土木事業費予算の3／4が更新・維持経費に充てられている。
- ・類型別では、道路はH26に道路舗装費・歩道整備費が大幅に増加。公園はH21～H23の大幅減少後、増加傾向。
- ・H27年度予算の主な割り当ては、道路42%、公園(親水緑道含む)32%、駐輪場15%。



	区分	金額	合計
使用料	道路占用料	18.5 億円	30 億円
	公園等占用料	1,900 万円	
	自転車駐車場等使用料	10.7 億円	
	土木施設使用料(駐車場等)	6,300 万円	
	その他(茶室・運動施設等)	380 万円	
手数料	諸証明手数料	67 万円	8,000 万円
	放置自転車等撤去手数料	6,800 万円	
	広告物許可手数料	1,100 万円	

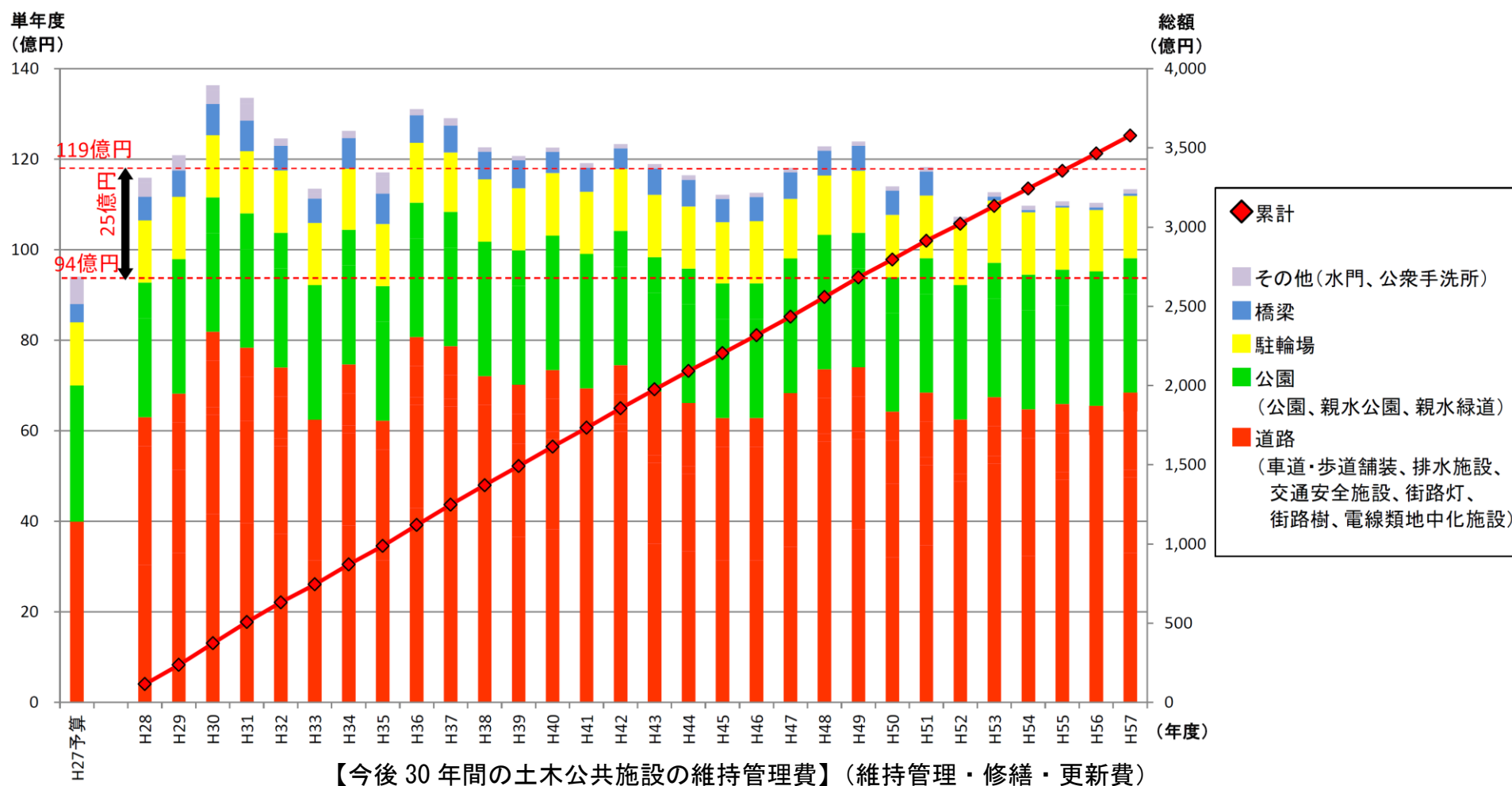
【H26 年度 土木使用料・土木手数料 (歳入)】

(注)

- ・ H21～H26 は決算、H27 は当初予算をもとに作成。
- ・ H21～H24 の土木費には、防災対策費（災害対策課・防災危機管理課所管）が含まれている。（毎年度 3～4 億円）
- ・ 橋梁架替は更新経費として計上。
- ・ 合計値は小数値の四捨五入の関係で合わない場合がある。
- ・ 決算書・予算書より引用しているため、「道路」の経費に「特定施設」の維持補修工事費が含まれている等、実際の類型別費用と多少の誤差があり、第3章の維持管理費と一致しない場合がある。

2-2. 将来費用予測

- ・各施設の更新サイクル・更新単価等の条件を設定し、今後30年間の維持管理費（維持管理・修繕・更新費）の試算を行った。
- ・30年間の総額は約3,577億円（約119億円/年）。
- ・H27年度予算94億円と比較すると、年平均25億円の予算不足。
- ・将来予算がH27年度と同程度の場合、金額ベースで施設の79%（＝94億円/119億円）しか維持できない。
- ・道路・公園の新規整備による増加や親水公園等の大規模修繕費を考慮すると、維持管理費はさらに膨らむ見込み。



【将来費用予算算出条件】

施設		数量	更新費	更新サイクル	維持管理費 ※2
舗装※1		車道：7,153,830 m ² (1,055,011m) 歩道：1,082,537 m ² (425,605m)	車道：12,500 円/m ² ※3 歩道：6,400 円/m ² ※3	30 年 ※5	管理委託費 0.6 億円 清掃費 2.8 億円
排水施設		L形溝：959,101m×2 ※4 街きょ：95,910m×2 ※4	L形溝：26,500 円/m ※3 街きょ：41,600 円/m ※3	30 年 ※5 60 年 ※5	—
交通安全施設		歩行者用防護柵：233,997m	22,000 円/m (H27 実績)	30 年 ※5	—
街路灯	灯具 (LED 化計画 29,455 基)	小型：26,744 基 大型：2,711 基	直近 10 年は LED 化計画に基づく 小型：120,000 円/基 ※6 大型：300,000 円/基 ※6	15 年 ※6	管理委託費 1.6 億円 電気料金 3.4 億円 (LED 化の低減を考慮)
	灯具 (上記以外)	5,186 基	120,000 円/基 ※6	15 年 ※6	
	ポール	小型：7,955 基 大型：2,688 基	小型：180,000 円/基 ※6 大型：300,000 円/基 ※6	30 年 ※6	
街路樹		高・中木：58,757 本 株物：969,532 株	—	—	管理委託費 5.3 億円 維持管理工事 1.1 億円
電線類地中化施設		20,181m	3.3 億円/km ※7	50 年 ※8	—
橋梁		予防保全型対象：44 橋	長寿命化計画に基づく	—	長寿命化計画に基づく
公園		471 園 (公園、児童遊園、広場)	4.5 億円/年 ※2	—	維持管理費 17.3 億円
親水公園・親水緑道		親水公園：9,610m 親水緑道：17,680m	—	—	親水公園 5.5 億円 親水緑道 2.4 億円
駐輪場		57 箇所 (集積所含む)	10 ヶ年の改修計画に基づく	—	維持管理費 12.8 億円
水門等		16 箇所	H35 までの改修計画に基づく	—	管理・保守点検 0.3 億円 維持補修工事 0.4 億円
公衆手洗所		26 箇所	10 ヶ年の改修計画に基づく	—	清掃他 0.26 億円

※1 各年度の更新量は、S61～H27 年度(30 年間)の舗装面積の増減推移を反映。S61 及び面積増が 10 万 m²超の年度は 30 年間で平準化。

※2 H27 年度予算、※3 H28 年度予算単価、※4 車道延長を L 形溝：街きょ比率 10：1 と設定、※5 実績を勘案し更新サイクルを設定

※6 保全課街路灯係ヒアリング、※7 H18 年度道路行政の実績計画書(国交省)、※8 電線共同溝建設負担金算定要領(江戸川区)

2－3. 現状把握

① 点検・診断等の取組み

- ・施設により頻度は異なるが、ほぼ全施設において管理委託や指定管理等の民間委託により日常点検を実施。
- ・排気設備や消火設備等の法定点検は確実に実施。
- ・「橋梁」は職員による年次点検と、専門技術者による5年に1回の定期点検を実施。
- ・「水門等」は職員による月次点検を実施。

主な対象施設	委託・指定管理	エリア分け
舗装・排水施設・交通安全施設・橋梁等	道路維持管理委託	8 エリア
街路灯	街路灯管理委託	8 エリア
街路樹	街路樹等管理委託	19 エリア
公園・親水公園・親水緑道	指定管理	一括（3 班体制）
駐輪場・駅前公衆手洗所	総合自転車対策業務委託	駅別（11 駅）
機械式駐輪場	機械設備補修点検委託	一括（4 箇所）
駐車場（新左近川親水公園除く）	指定管理	一括（3 箇所）
江戸川 3 樋管、新左近水門	点検整備委託	一括（4 箇所）
公衆手洗所（駅前公衆手洗所を除く）	清掃委託	一括（16 箇所）

■ 「道路ストックの総点検」の実施結果

「笹子トンネル天井板落下事故」（H24. 12）の発生後、国土交通省より通達を受け、主要な道路構造物の総点検を実施。

点検対象施設：緊急道路障害物除去路線上の橋梁、小松川第1・第2トンネル、舗装、道路付属物、道路のり面工等

点 検 結 果：道路付属物のうち道路標識 145 基中 10 基が判定Ⅲ。（対策済み）

街路灯 2169 基中 575 基が判定Ⅲ。（H27 年度より計画的に対策中）

その他は異常なし。

② 維持管理・修繕・更新等の取組み

- ・維持管理経費縮減のため、管理業務委託の導入や管理水準の見直し、道路や公園の清掃回数・除草回数の削減等、様々な取組みを行い、施設の安全性・快適性の確保と財政負担軽減の両立を図ってきた。
- ・修繕・更新のタイミングは、点検結果に基づき老朽化や損傷の状態・施設の利用頻度・重要性等を総合的に勘案して見極めている。
- ・緊急性の高い不具合・損傷に対しては、区内業者へ速やかに補修を指示している。（年間単価契約による維持補修工事）
- ・陳情は、職員が現場状況を十分に確認した上で、過去の対応事例等も勘案しつつ、速やかに対策を決定するよう取り組んでいる。

③ 安全確保の取組み

- ・各施設の構造上の安全性確保と第三者被害の防止のため、パトロールや日常点検を実施。
- ・「水門等」のうち不要となり供用廃止した施設についても、職員による定期点検の対象としている。

④ 耐震化の取組み

- ・「橋梁」「水門等」は、耐震診断の結果に基づき計画的に耐震補強工事を実施。

⑤ 長寿命化の取組み

- ・「橋梁」「公園」は、既に長寿命化計画を策定しており、計画に基づいた修繕・更新を実施。
- ・「水門等」は耐震補強工事と合わせて改修工事を行うことにより、施設の延命を図っている。
- ・「特定施設」の新川地下駐車場と小岩駅南口タクシープールは、コンクリート躯体の中性化対策を実施済み。

⑥ 統合や廃止の取組み

- ・「水門等」は不要となった樋門・樋管等を H35 年度までの予定を立て、計画的に廃止・撤去又は閉塞・部分撤去を実施。

⑦ 維持管理の実施体制

- ・工事監督や陳情対応等は職員が積極的に現場へ行き、様々な経験を積む中で専門的な技術を身につける環境を維持。
- ・維持管理上の技術的課題等について、部内での議論や情報共有を図るために「土木部技術連絡会」を定期的開催。
- ・主に若手職員を対象に、課長級・係長級職員を講師として自主勉強会を概ね月 1 回開催。

2-4. 課題認識

① 点検・診断等の課題

- ・ 日常点検を実施しているものの、第三者被害につながるような施設の不具合箇所の見落としが稀にある。
- ・ 管理委託による点検が適正に実行されているかの監視・点検結果の妥当性の検証・維持管理業務への活用等が不十分。
- ・ 点検・診断結果の記録・蓄積が不十分。
- ・ 「公園」や「親水公園・親水緑道」は、長年、委託及び指定管理者制度により管理全般を行っているため、維持管理の状況についての実態把握や、点検・診断のポイントの理解が不十分。
- ・ 職員による点検をきっかけとした維持管理に関する技術力の継承と向上が必要。
- ・ 点検対象からもれている施設がある。

② 維持管理・修繕・更新等の課題

- ・ 江戸川区の土木公共施設は、高度経済成長期のみならず、昭和 40 年代後半からバブル景気にかけて長期間に渡り次々に整備されており、膨大な施設の老朽化が一斉に進み、更新時期を迎える。
- ・ 維持管理・修繕・更新履歴の記録・蓄積が不十分。
- ・ 管理水準が全体的に高く、高品質材料・特注品等を使用している施設もあり、同等の水準・品質による施設の維持は困難。
- ・ 公共施設に求められる機能が時代の移り変わりと共に変化し、多様化している。

③ 安全確保の課題

- ・ 災害への備えとして、緊急道路障害物除去路線上の橋梁・街路灯・街路樹・標識等は注意が必要。
- ・ 「水門等」で供用廃止した施設は、計画的な撤去を予定しているが、完全に撤去するまで引き続き維持管理が必要。

④ 耐震化の課題

- ・ 「橋梁」「水門等」は防災上重要な施設であり、災害時にも施設の健全性を維持するため、早期に耐震対策を完了させる必要がある。
- ・ 「特定施設」のうち初期に建設された地下構造物は、設計計算書で確認する限り、耐震設計が行われていない。

⑤ 長寿命化の課題

- ・将来的に持続可能な維持管理を実現するために、予防保全型維持管理による長寿命化への取組みが不可欠。
- ・「公園」は、現行の長寿命化計画が都市公園 235 箇所のみが対象で、全公園が対象となっていない。また、一部の施設のみが長寿命化計画の対象となっている。
- ・「橋梁」「公園」は長寿命化計画を策定したが、必ずしも計画通りの修繕・更新が行われていない。
- ・「特定施設」のうち一部の駐輪場・駐車場は、過去にコンクリート躯体・設備の総点検を行い、維持補修計画を策定したが、維持管理業務への活用が不十分であり、補修実績の反映や修繕計画の更新が行われていない。

⑥ 統合や廃止の課題

- ・土木公共施設は主に都市基盤施設であるため、計画的に撤去を行っている「水門等」以外に当面統合や廃止をする施設はないが、計画期間内の将来人口予測は横ばいであっても、少子高齢化による年代別人口構成の変化や、時代の移り変わりとともに区民ニーズにも変化が生じるため、統合や廃止については柔軟な対応が必要。

⑦ 維持管理の実施体制の課題

- ・PDCA メンテナンスサイクルにおける業務の継続的な改善のための、Check（評価）と Action（改善）が不十分。
- ・街路灯管理システムは、他の道路関係施設の管理システムにも成り得るが、有効活用されていない。
- ・様々な管理台帳を整備しているが、限られた職員体制の中では更新作業の継続は困難で、一部の台帳は内容が陳腐化している。
- ・今後、下水道や親水公園をはじめとした土木公共施設整備の中核を担ってきた技術職員の一斉退職が控えている。
- ・各課の維持管理に関する取組みについて、部内での情報共有が不十分。
- ・これまでも維持管理業務の民間委託や指定管理者制度の導入を行ってきたが、さらなる民間活用についての検討が必要。

2-5. 基本方針

① 点検・診断等の実施方針

- ・ 日常点検・定期点検を着実に実施し、不具合箇所の早期発見と迅速な対応に努め、安全で快適な施設機能を継続的に確保する。
- ・ 点検・診断結果は記録・蓄積し、維持管理・修繕等に活用するとともに、長寿命化計画の改定に反映する。
- ・ 点検対象施設の抽出を漏れなく行い、点検項目・点検方法・点検頻度等を明確に示す。
- ・ 職員による点検を継続し、点検・診断のポイントの習得を図る。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 予防保全型の維持管理を行うことを基本とするが、施設の特性・重要性・安全性・経済性等を考慮した予防保全型・事後保全型の区分けをして、維持管理・修繕を行う。
- ・ 維持管理・修繕・更新履歴は記録・蓄積し、今後の維持管理に活用するとともに、長寿命化計画の改定に反映する。
- ・ 管理水準の見直しを行い、維持管理費を縮減する。
- ・ 過去に高品質材料・特注品等を使用した施設は、原則、更新時に廉価で汎用性が高い材料・製品に交換する。
- ・ 高耐久材料や高耐久構造、新技術・新工法の採用により LCC 縮減が図れる場合は、積極的に採用する。
- ・ 受益者負担の適正化と新たな歳入の確保に取り組む。

③ 安全確保の実施方針

- ・ 日常点検を着実に実施し、特に緊急道路障害物除去路線上の施設は重点的に点検を行い、致命的な不具合箇所を見逃さずに発見する。
- ・ 不具合が認められた場合には、応急処置により速やかに安全確保を行い、必要に応じて立入禁止や使用禁止の措置を取り、第三者被害の防止に努める。
- ・ 「水門等」のうち供用廃止した施設は、引き続き職員による定期点検の対象とし、適切に維持管理する。

④ 耐震化の実施方針

- ・「橋梁」「水門等」は、引き続き計画的に耐震補強工事を実施し、耐震性能の確保を図る。
- ・「特定施設」のうち耐震設計を行っていない施設については、耐震診断等の必要な調査を行い、適切な対処方法を検討する。

⑤ 長寿命化の実施方針

- ・「道路」「橋梁」「公園」「親水公園・親水緑道」「特定施設」の施設類型毎に長寿命化計画を策定し、点検・診断結果に基づく計画的な予防保全型の修繕・更新を行うことで安全性の確保と延命に取組み、合わせて LCC 縮減と維持管理予算の平準化を図る。
- ・計画策定済の「橋梁」「公園」は、計画に基づき着実に修繕・更新を実施する。
- ・計画未策定の「道路」「親水公園・親水緑道」「特定施設」は、H32 年度までに長寿命化計画を策定する。
- ・計画策定後も、定期的に改定を行い、点検結果・補修実績を計画に反映させることで、計画の実現を図っていく。

⑥ 統合や廃止の推進方針

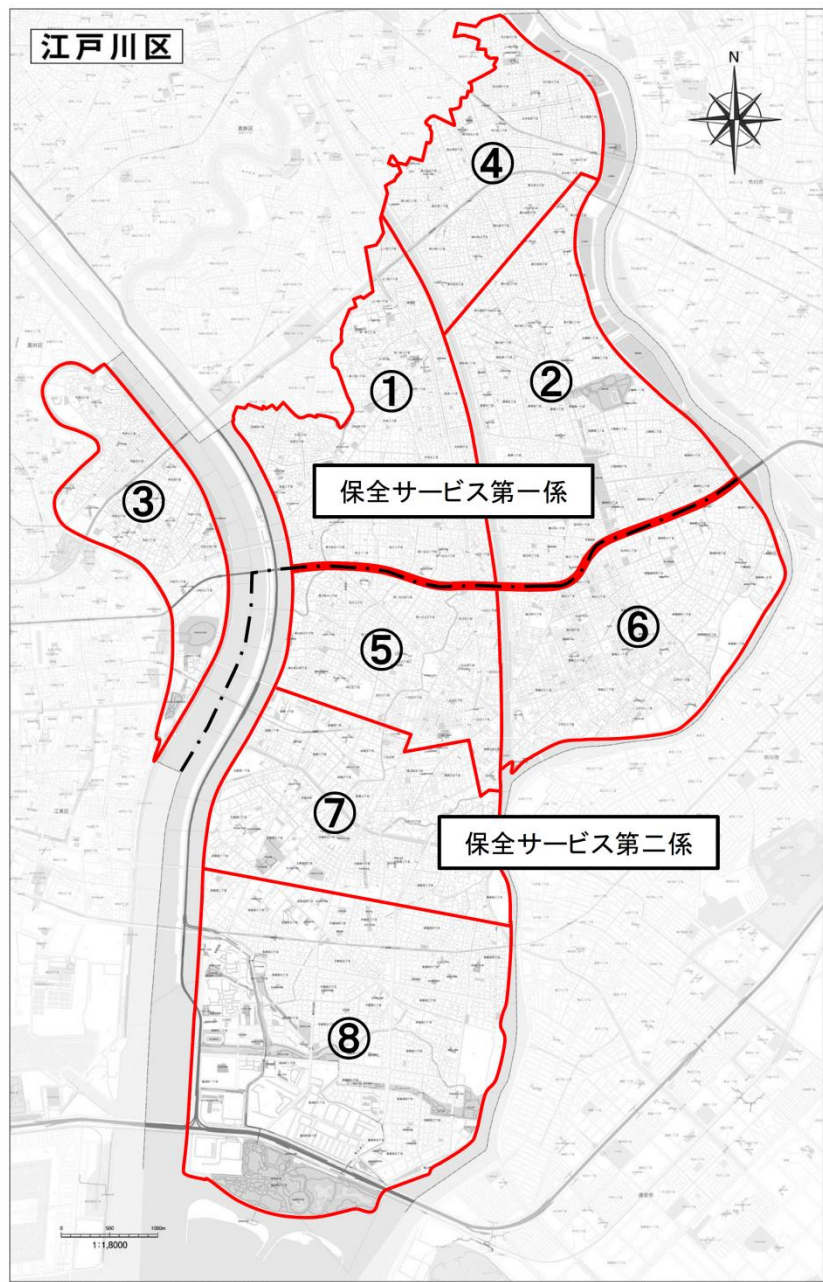
- ・統合や廃止の検討にあたっては、利用状況や老朽化等の現状把握を行い、周辺の類似施設の有無等も考慮して、施設規模及び適正配置を検討する。また、施設設置に至った経緯の確認、地元住民や施設利用者への説明等、十分な配慮を行った上で判断する。

⑦ 今後の管理体制の構築方針

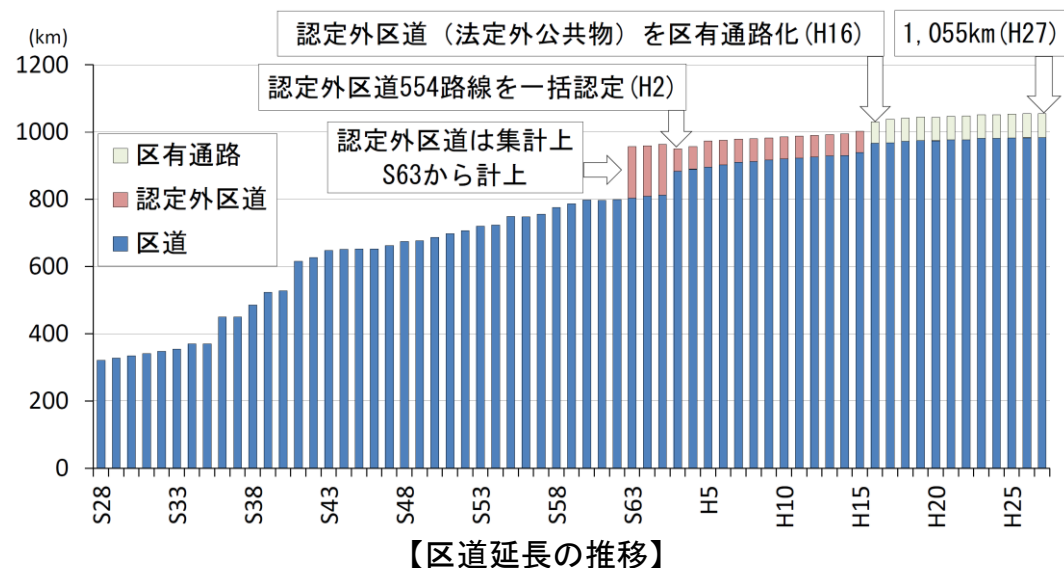
- ・PDCA メンテナンスサイクルの必要性和重要性を職員が理解し、様々な業務で実践する。
- ・既存の管理システムの有効活用を図り、日常の維持管理業務や修繕計画への活用に必要な情報の一元管理に取り組む。
- ・職員の技術力向上を図るため、OJT の実践、外部研修の活用、若手職員の育成、技術の継承等を積極的に推進し、維持管理に関する情報を部内で共有する。
- ・民間のノウハウを最大限に活用することによる、さらなるコスト縮減やサービス水準の向上の可能性について検討する。
- ・アダプト制度を発展させ、区民との協働による維持管理体制を醸成させていく。

第3章 施設別計画

3-1. 各施設の現状と課題



【道路維持管理委託エリア図】（全8エリア）



■道路維持管理委託の主な内容 （「道路維持管理委託仕様書」より抜粋）
 点検範囲：区道（新中川、江戸川、旧江戸川の河川天端道路含む）、区有通路。
 業務内容

- ・「道路の目視点検補修マニュアル」に基づき、月1回以上パトロール。
- ・幹線区道や駅前広場等、人通りや通過交通量の多い路線を重点的に点検。
- ・日々の点検業務とは別に、月別強化点検項目を設けている。
- ・翌年度の大規模補修路線候補（単独工事候補）を、1件以上提案。

緊急対応

- ・軽微な応急補修は、委託の業務範囲内とする。
- ・緊急対応案件（道路陥没、安全施設損壊、落ち葉堆積等）は、区に報告。区の指示で緊急対応作業を行った場合、年契業務として清算する。

その他の業務

- ・年末年始に駅周辺の清掃業務を2回以上実施。
- ・台風、大雨、降雪、災害時等
雨水集水桝の機能確保、橋梁・駅前広場・公共施設周辺等を事前に点検。
土のうステーションの点検。

1. 舗装、2. 排水施設、3. 交通安全施設、4. 緑道

【道路部会】

【現状】

(1) 維持管理体制

1) 担当部署

首都高速7号線以北＝保全サービス第一係
 〃 〃 〃 以南＝保全サービス第二係
 (小松川地区は全て保全サービス第一係)

2) 点検：道路維持管理委託による点検。

3) 管理水準

生活道路＝「道路の目視点検補修マニュアル」
 幹線区道＝なし（実際は上記マニュアル使用）
 次年度の舗装工事箇所は、管理委託業者からの
 提案路線や陳情箇所等を現場調査して決定。

(2) 維持管理費：22.3億円（H27年度予算）

1) 単独工事：13.9億円（37件：延長13.5km）

2) 道路維持管理委託：0.6億円

3) 年契工事（舗装・L形溝等）：3.9億円

4) 道路等清掃費：2.8億円（手洗所等除く）

5) 交通安全施設：1.1億円

(3) これまでの取り組み

- ・H19年度から道路維持管理委託を実施。
- ・道路の清掃回数を削減。
- ・H26年度に道路舗装種別図を更新。全体の3割を見直し、舗装構造のランクを一部下げた。
- ・都市計画道路の防護柵をAタイプ（鋳物）から安価なB-2タイプ（茶色パイプ柵）に変更。

【課題】

①点検・診断、③安全確保

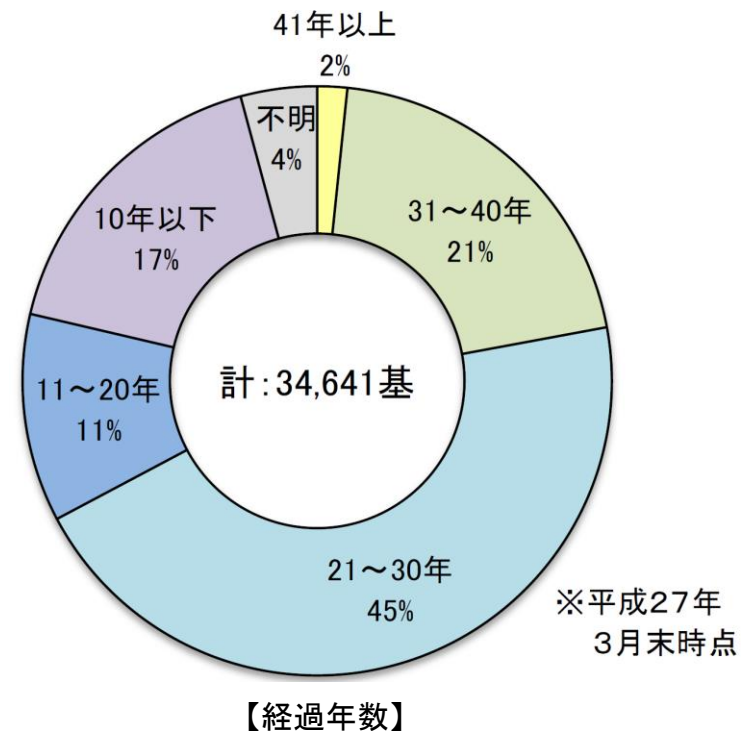
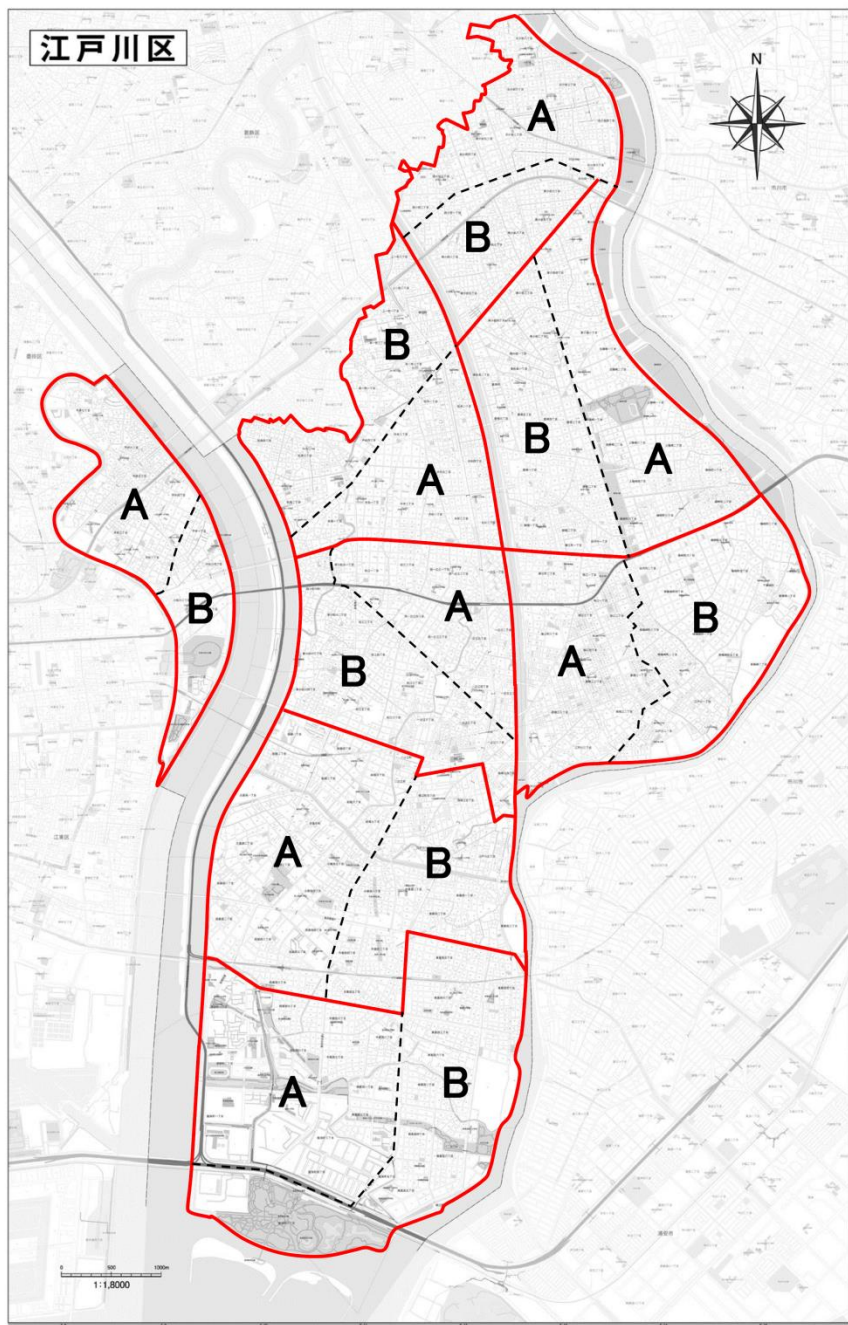
- ・標識やカーブミラーの転倒が稀に発生。
- ・管理委託において、各施設の具体的な点検項目や点検方法を明示していない。
- ・管理委託による点検が適正に実行されているかの監視、点検結果の妥当性の検証・維持管理業務への活用等が不十分。
- ・点検対象からもれている施設がある。
- ・幹線区道は交通量が多く、わだち掘れ量等の現場調査は危険を伴う。

②維持管理・修繕・更新

- ・管理水準が他県自治体と比較して高く、維持補修工事も非常に多くなっており、現在の水準を維持し続けることは財政的な負担が大きく困難。
- ・区道延長が1,000km超にも及ぶため、区工事による車道舗装補修面積は年1%程度。
 （H26年度主要施策の成果より：67,253㎡／全面積7,153,830㎡＝0.94%）
- ・占用工事に伴う復旧による舗装更新も非常に多いが、影響範囲のみ更新されるため、舗装が半幅員だけ更新されたり、老朽化した排水施設が更新されない。
- ・占用工事と施工時期や施工範囲等を調整し、占用工事では仮復旧に留め、その後間を置かず区工事を実施するよう取り組んでいるが、全ての工事には対応しきれない。
- ・舗装・排水施設の補修履歴（占用工事も含む）の把握・蓄積が不十分。

⑤長寿命化

- ・道路関連予算は土木事業費に占める割合が大きく、将来的に持続可能な維持管理を実現するためには、より効率的・効果的な取り組みが不可欠。
- ・50型・60型舗装路線は、舗装版打替・全断面打替の更新費が高く、工事期間中の影響も大きいため、可能な限り延命が必要。
- ・排水施設の維持管理費も予算に占める割合が大きい。



■街路灯管理委託の主な内容 （「街路灯管理委託仕様書」より抜粋）

点検範囲：街路灯（公園灯は除く）及び指定する施設の照明設備

業務内容

①修 理：不点灯および昼点灯等の修理。

（主としてランプ・点滅器の交換・調整、配線調査）

②清掃点検：エリアをAとBに分け、1年毎に交互に実施。

③ランプ一斉交換：概ね3年周期で交換。

④総点検：清掃に合わせ実施。

⑤その他

- ・自然災害（地震、台風等）や自動車事故等の場合、区の指示により緊急点検・作業を実施。

- ・調査・臨時作業の必要が生じた場合、区の指示により実施。

5. 街路灯

【道路部会】

【現状】

（１）維持管理体制

- 1) 担当部署：街路灯係
- 2) 点検：街路灯管理委託による点検。
- 3) 管理水準
 - ・設置基準：江戸川区街路灯整備要綱による。
 - ・改修工事：腐食状況に応じ実施。

（２）維持管理費：7.0 億円（H27 年度予算）

- 1) 維持補修工事：2.0 億円
- 2) 街路灯管理委託：1.6 億円
- 3) 電気料金：3.4 億円

（３）これまでの取組み

- ・総点検
緊急道路障害物除去路線上の街路灯を H26 年度に実施。2,169 基のうち「判定Ⅲ」が 575 基。
その他の街路灯は管理委託により H26～27 年度に実施。
点検結果を受け、H27 年度より順次改修を実施。

【課題】

①点検・診断、③安全確保

- ・管理委託により日常点検・清掃・修理を行っているが、街路灯数が約 35,000 基と膨大であり、不点灯等の故障や腐食等の不具合の発見が遅れる場合がある。

②維持管理・修繕・更新

- ・H32 年の水俣条約発効により水銀ランプが製造中止となるため、H27 年度から 10 年間で LED 照明等に改修する計画だが、改修灯数が年間 3,000 灯以上と膨大である。
- ・街路灯管理システムの PC 端末が 1 台しかない。陳情対応や維持管理等の効率化のために、端末を複数台にネットワーク化する必要がある。
また、他の道路関係施設の管理システムにも成り得るが、有効活用されていない。

■水銀灯を LED 照明等へ交換

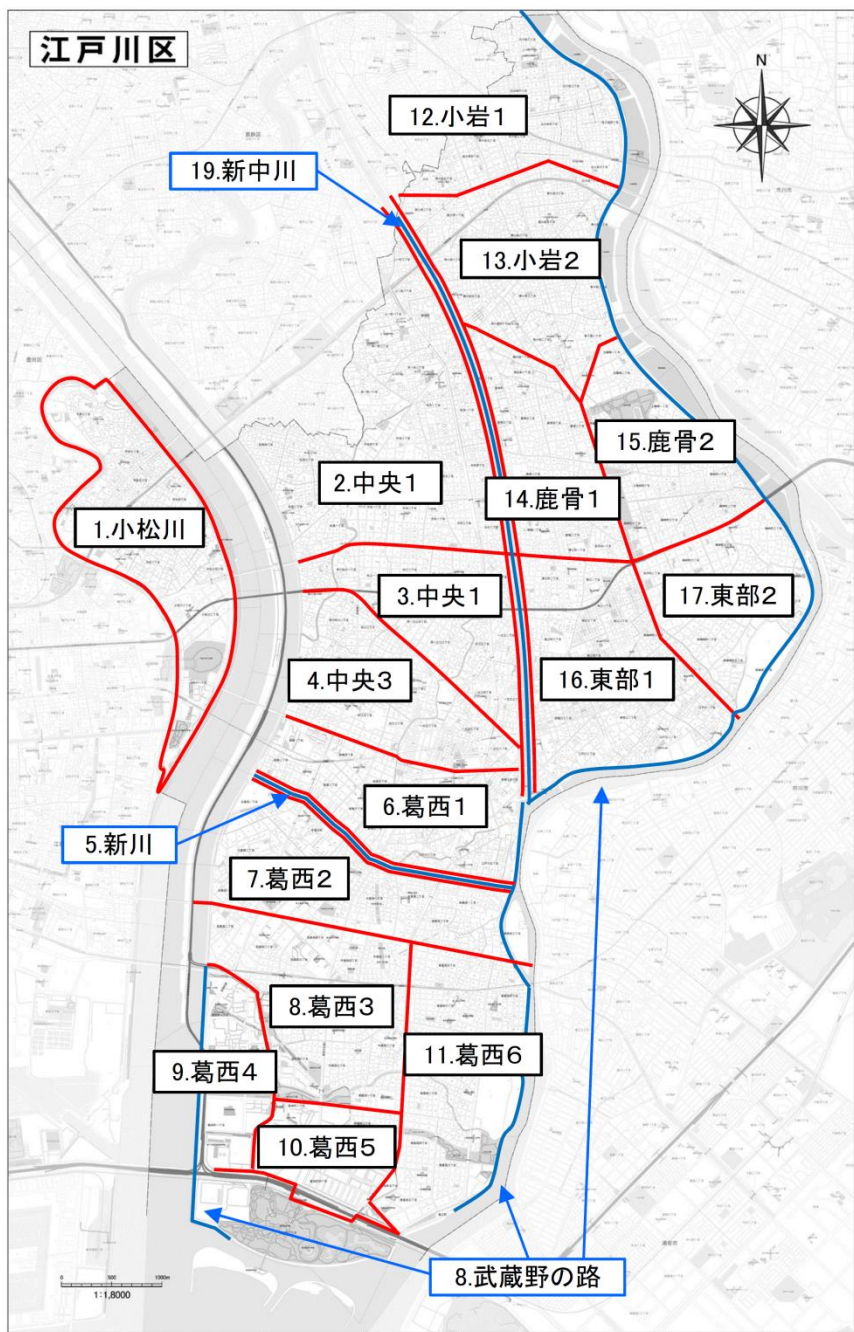
（１）水銀灯 80W クラスの改修

- ①灯具が新しい(設置後 20 年未満)もの及び公園灯は、点検清掃時に電球型 LED に交換。
- ②灯具が古い(設置後 20 年以上)ものは、灯具の改修に合わせて LED 化。

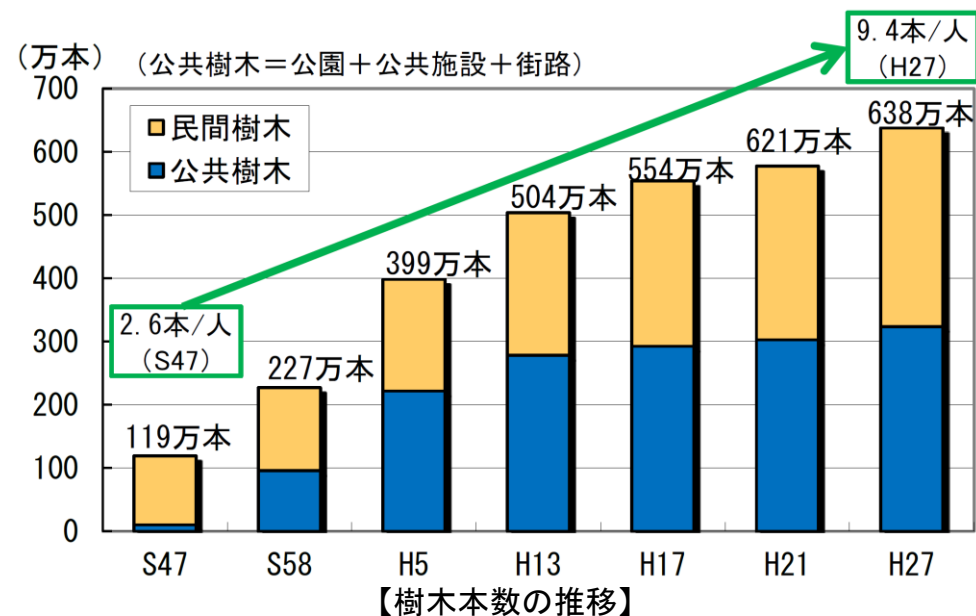
（２）水銀灯 200W 以上の改修

照明柱改修等に合わせ、LED・セラメタランプに改修。

改修灯数	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33～H36	計
街路灯(ランプ交換)	500	1,150	1,150	1,150	670	—	—	4,620 灯
公園灯(ランプ交換)	160	220	1,186	1,186	1,186	—	—	3,938 灯
街路灯(灯具交換)	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,612	2,628 灯/年	22,124 灯
大型街路灯 (水銀灯 200W 以上)	120	520	520	520	520	511	—	2,711 灯
概算費用(億円)	2.2	4.0	5.8	5.8	5.5	5.1	12.6	41 億円



【街路樹等管理委託エリア図】（全19エリア）



区分	高・中木	株物	緑化延長	植栽面積
計	58,757 本	969,532 株	250,815m	345,761 m ²

【区管理の道路植栽】※平成27年3月末時点

路線別目標樹形カード				作成日: 2009.03.14	
地区	葛西地区その2	路線No.	13-2	地番	西端江5-11先
歩道幅員	3600mm	植樹例タイプ	単独樹・植栽帯	樹種	プラタナス
現況樹形			現況樹高	9.0m	愛称名・道路番号 二之江中央通り
			現況枝張	4.0m	
			現況樹形	標準形	
			現況課題	・良好に生育している ・樹形が少し乱れている	
目標樹形			目標樹高	8.0m	対応策
			目標枝張	4.0m	
			目標樹形	円柱形	
			対応策	・樹高や下枝の高さを揃え、統一感を創り出す ・樹形を整える	

【路線別目標樹形カード（例）】

6. 街路樹

【道路部会】

【現状】

（１）維持管理体制

1) 担当部署：公園街路樹係

2) 点検：街路樹等管理委託による点検。

限られた道路空間の中で、四季を感じる最も身近な自然として、街路樹を良好に維持する。

剪定有無に関わらず目視点検を月1回実施。

台風シーズン前には定例会で受注者へ倒木対策の点検を促している。

3) 管理水準

江戸川区街路樹指針「新しい街路樹デザイン」に基づき剪定。

「路線別目標樹形カード」に目標樹高・枝張・樹形・対応策が示されている。

（２）維持管理費：6.4億円（H27年度予算）

1) 街路樹等管理委託：5.3億円

2) 年契維持管理工事：1.1億円

（３）これまでの取組み

・H7年度から街路樹等管理委託を実施。

業務内容：剪定・除草・灌水等

・街路樹と街路灯との競合箇所の対策を実施。

・除草作業を美観を損なわない程度に回数削減。

H25年度：4回⇒3回

H26年度：3回⇒2回

【課題】

①点検・診断、③安全確保

・街路樹等管理委託により、日常点検・安全確保を行っているが、倒木や問題となるような枝折れが年1件程度発生。

・限られた歩道幅員の中、様々な厳しい環境条件で育成しているために稀に倒木が発生。（根腐れその他、根張りが不十分・雨で重くなる・強風・地盤の緩み等の複合的要因）

・災害への備えとして、緊急障害物除去道路上の街路樹は、点検・診断に基づき倒木を未然に防止する対応が必要。

・京葉道路（国道14号）は新中川以東の歩道が区管理であり、街路樹も区管理。京葉道路は都の緊急輸送道路に位置付けられており、特に注意が必要。

②維持管理・修繕・更新

・江戸川区街路樹指針に基づき維持管理を行っているが、実際の現場では指針通りの取扱いが困難な場合も多くあり、地域特性を考慮した対応が不可欠。

・過去の区内に緑が少なかった時代に、常緑樹を主体に下水道整備に合わせ植樹したが、雪害による枝折れの問題や冬場の日当たり、季節感のある景観等を考慮し、一部の路線で落葉樹への樹種変更の検討が必要。

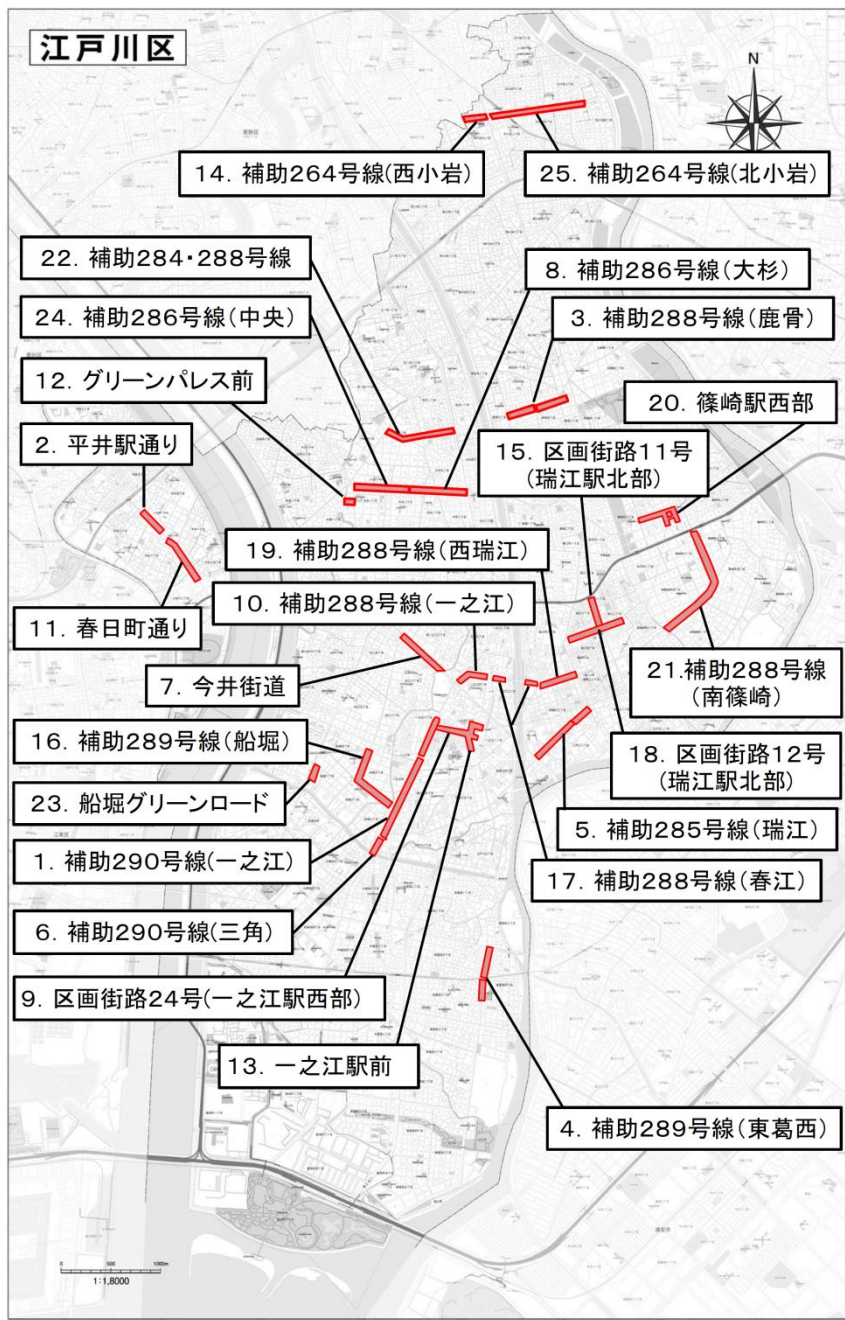
・限られた生育空間で、樹木の育成を剪定作業で維持することが困難。

・剪定について、近隣住民の希望と景観の両立が難しい場合がある。

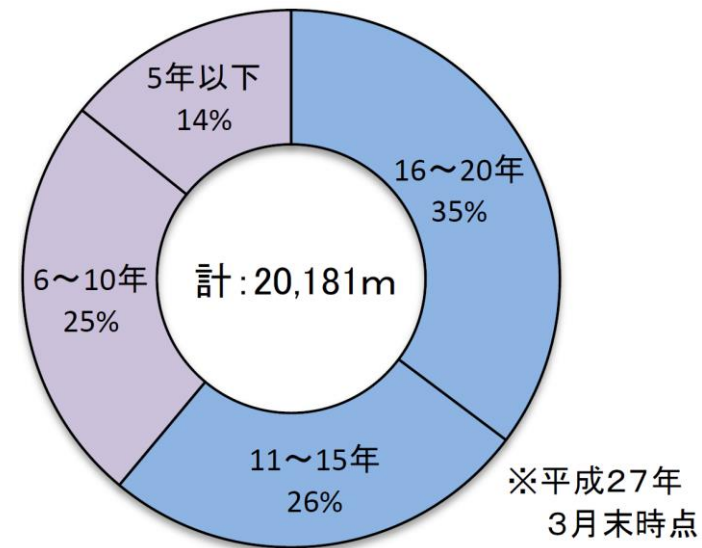
・歩道の舗装材自体は劣化していなくとも、根上りの発生により舗装も含めて修繕せざるを得ない場合があり、耐圧基盤材を使用した構造の検討が必要。

・植樹帯・植樹ますの存在により歩道有効幅員2.0mが確保できない路線が非常に多い。有効幅員1.2m未満の路線＝29%、有効幅員2.0m未満の路線＝72%（路線数ベース）

・日常管理での陳情内容等が多様なため、街路樹台帳への反映が困難。



【整備路線図】



【経過年数（延長ベース）】

■電線類地中化方式の変遷

・単独地中化方式（S30年代～H13年）

各電線管理者が、占用物件として単独で管路を埋設する方式。

・CAB（キャブ）方式（S61年～H11年）

道路管理者が、道路本体として歩道下に蓋掛け式U字構造物を設置し、その中に電線類を共同で収容する方式。

・自治体管路方式（H5年～H15年）

地方自治体が、占用物件として道路区域内に管路設備を敷設し、その管路設備を電線管理者に使用させる方式。

・電線共同溝方式（H7年～）

道路管理者が、2者以上の電線を収容するために道路の地下に施設を設置し、その中に電線類を共同で収容する方式。

電線共同溝方式は「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」により、整備道路を指定・公示することにより、新たな電線・電柱の道路占用を制限できる点で、他の地中化方式と大きく異なる。

7. 電線類地中化施設

【道路部会】

【現状】

(1) 維持管理体制

- 1) 担当部署：保全サービス第一係・第二係
- 2) 点検：実施していない。
- 3) 管理水準：定めていない。

(2) 維持管理費 0 円 (H27 年度予算)

（３）これまでの取組み

- ・都市計画道路整備に合わせ、電線類を地中化。
- ・施設管理課にて H27 年度から 3 か年計画で、電線共同溝システムを導入。施設情報を一元管理し、各企業と共有。

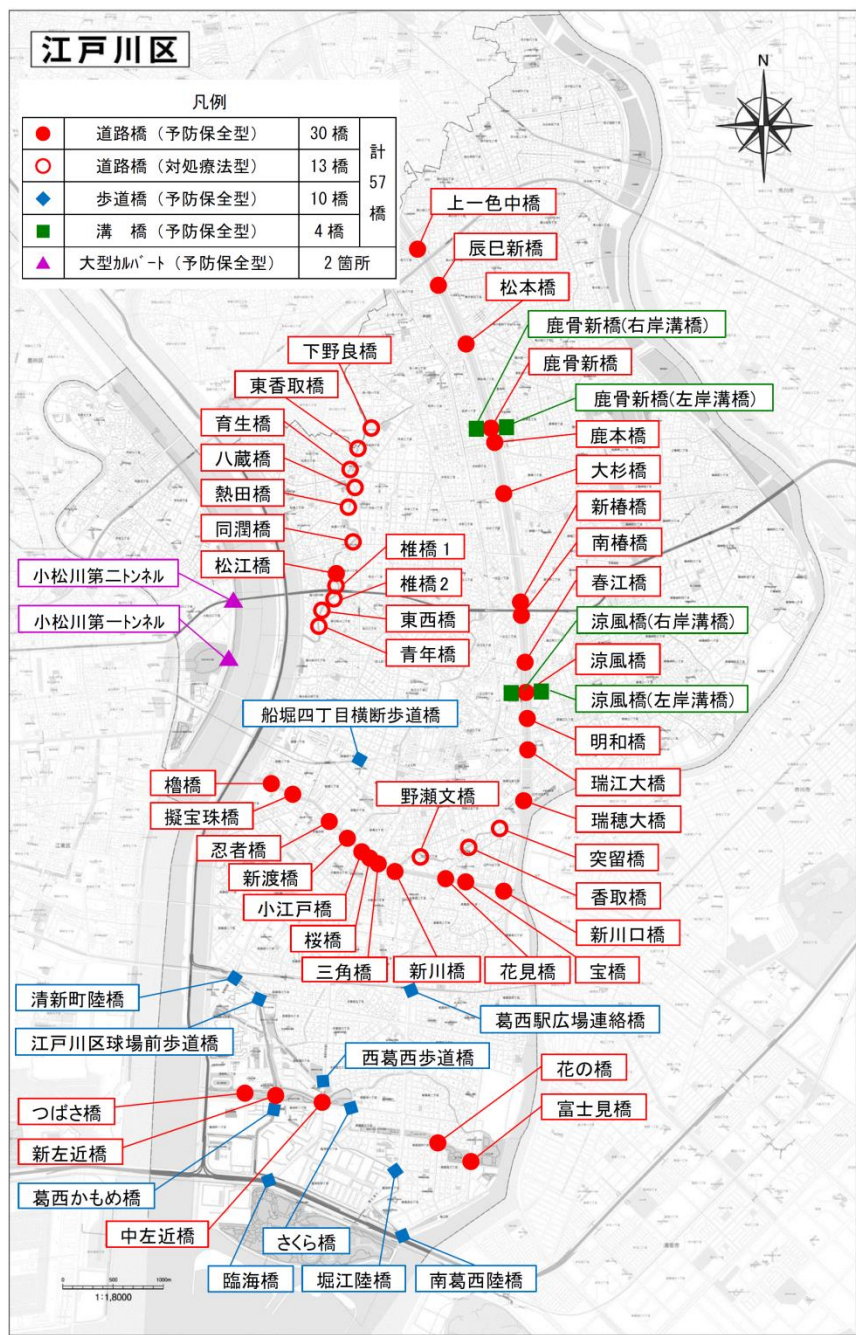
【課題】

①点検・診断、②維持管理・修繕・更新

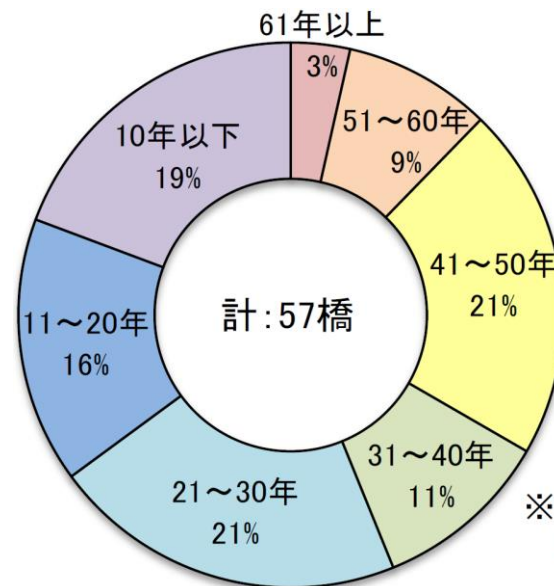
- ・施設の設置後は主に電気・通信事業者が使用しているため、道路管理者としてこれまで点検を行っておらず、現状を把握できていない。
- ・供用開始から15年以上経過している箇所もあり、マンホール蓋の老朽化に伴う改修が今後必要となると予想される。

(年度)																							
	通り名	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	延長(m)	
1	補助290号線(一之江)	1,258											340	344									1,941
2	平井駅通り		630																				630
3	補助288号線(鹿骨)		549		308	419		22															1,299
4	補助289号線(東葛西)		302	394																			696
5	補助285号線(瑞江)		886	731																			1,617
6	補助290号線(三角)			292																			292
7	今井街道(しらさぎ通り分)				1,040																		1,040
8	補助286号線(大杉)					205	296	146	380	20		25											1,072
9	区画街路24号(一之江駅西部)					101	189	22	120		310		78										820
10	補助288号線(一之江)						219	230	207														657
11	区道A-0034(春日町通り)							888															888
12	区道202-0420(GP前)							63															63
13	一之江駅前(一之江駅西部)							333	126														459
14	補助264号線(西小岩)							206	213	30													448
15	区画街路11号(瑞江駅北部)								187	202	166												555
16	補助289号線(船堀)									307	169	131	656	80	144	74	125		72				1,757
17	補助288号線(春江)										155	68	207										430
18	区画街路12号(瑞江駅北部)											360	400										760
19	補助288号線(西瑞江)												298	298									596
20	区道307-0780他(篠崎駅西部)													983									983
21	補助288号線(南篠崎)														80	91		174	181	91			616
22	補助284・288号線														110	226	144	174	253	22	210		1,139
23	船堀グリーンロード																	126					126
24	補助286号線(中央)																			543	543		1,087
25	補助264号線(北小岩)																				208		208
年度小計		1,258	2,367	1,417	1,348	725	705	1,910	1,233	559	799	584	1,979	1,705	334	391	269	475	506	656	962		20,181

【整備路線一覽表】



【区管理橋梁 位置図】

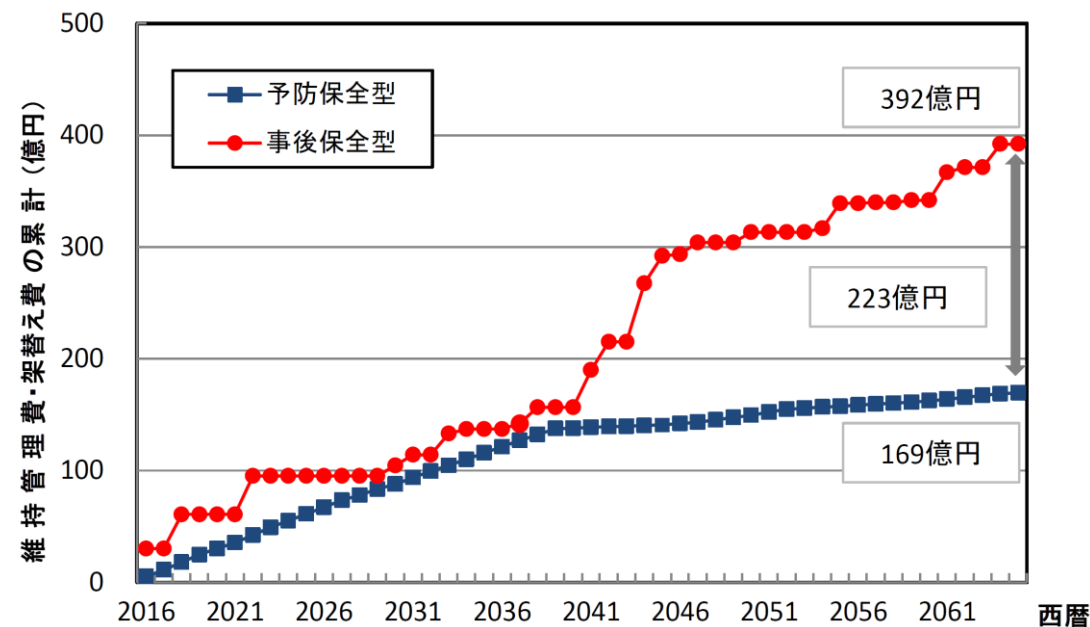


【経過年数】(橋梁)

名称	竣工年	経過年
小松川第一トンネル	H10 年	17 年
小松川第二トンネル	H20 年	7 年

【経過年数】(大型カルバート)

※平成27年
3月末時点



【今後 50 年間の維持管理・架替え費の推移】
 (「江戸川区橋梁長寿命化修繕計画」より)

8. 橋梁、9. 大型カルバート

【橋梁部会】

【現状】

(1) 維持管理体制

1) 担当部署：保全サービス第一係・第二係

2) 点検

- ・道路維持管理委託に含めて日常点検。
- ・職員による年次点検。
- ・5年に1回、専門家による定期点検。

3) 管理水準

点検結果に基づき計画的に補修工事を実施。

[橋梁] 年次点検：区の点検マニュアル

5年点検：国の定期点検要領

[大型カルバート] 国の定期点検要領

(2) 維持管理費：3.6億円（H27年度予算）

- 1) 維持補修工事：8,900万円
- 2) 5年点検・長寿命化計画改定：4,800万円
- 3) 小松川トンネル保守点検等：1,200万円
- 4) 旧中川橋梁維持補修工事費負担金：2.1億円

(3) これまでの取組み

- ・H23.5 橋梁長寿命化修繕計画策定(対象 49 橋)
H28 年度改定予定（対象 52 橋）
- ・橋梁耐震補強対策：H17 年度診断実施。
H19 年度より耐震補強工事を実施中。
- ・小松川第1・第2トンネル：H25.2 点検実施。
(防音壁のボルトと街路灯を点検)

【課題】

①点検・診断、③安全確保

- ・点検をきっかけとした職員の橋梁に関する技術力の継承と向上が必要。
- ・親水公園等を横断する橋梁の一部は、桁下空洞があるが桁下侵入が不可のため、日常点検・定期点検では状態の確認が出来ない。また、現在把握している橋梁以外にも、親水公園等を横断する橋梁が多数ある。
- ・新川環境整備に伴い架設された木装橋は、定期点検では主構造の状態確認が出来ない。
- ・小松川第1・第2トンネルは、これまで道路維持管理委託の点検対象外。

②維持管理・修繕・更新

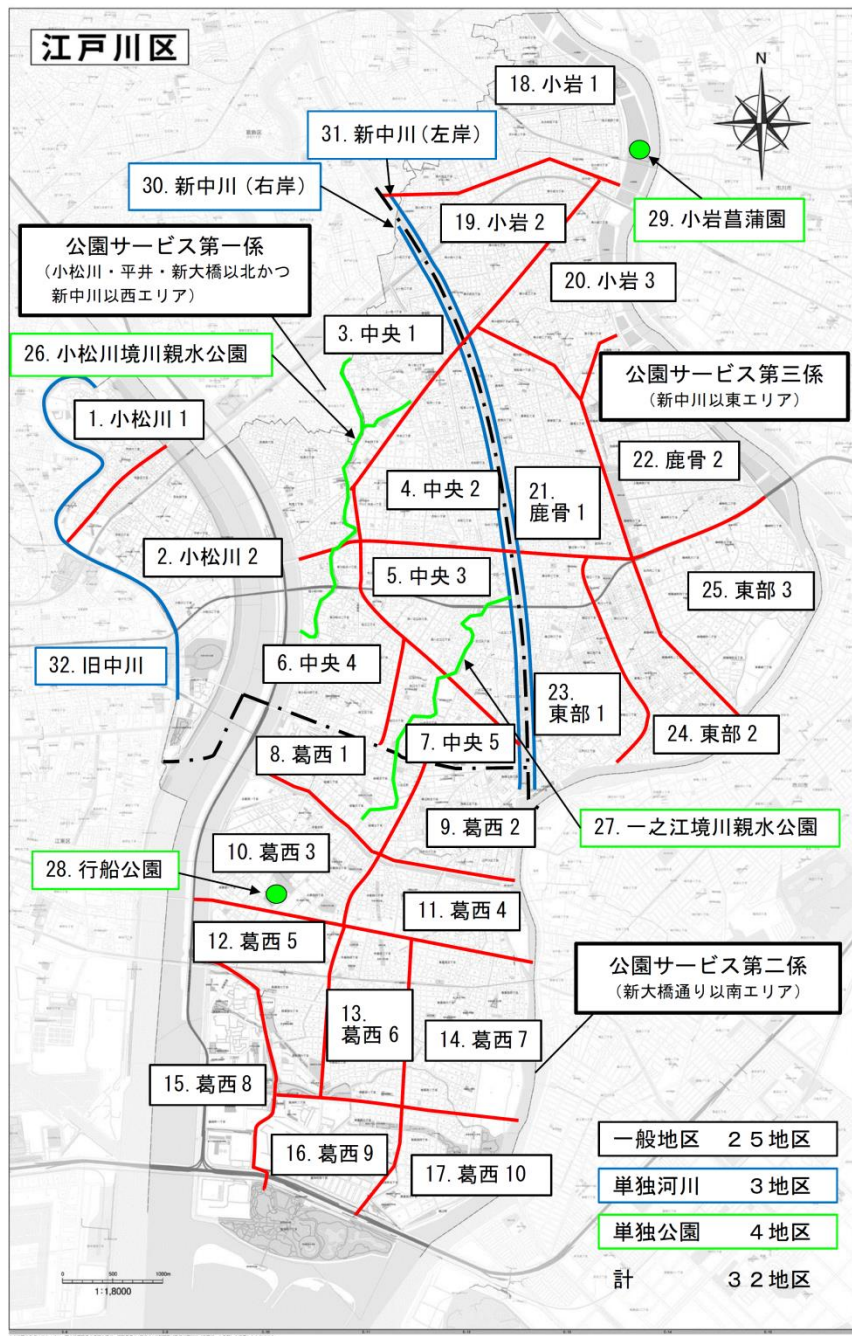
- ・新中川橋梁は、「新中川橋梁整備基本計画（S63年制定）」に基づき、順次新設・架け替えを行っているが、供用開始から50年以上が経過している橋梁は、適切な時期に将来の整備方針を示していく必要がある。
- ・過去に高品質材料・特注品等を使用した高欄や歩道舗装等が老朽化。

④耐震化

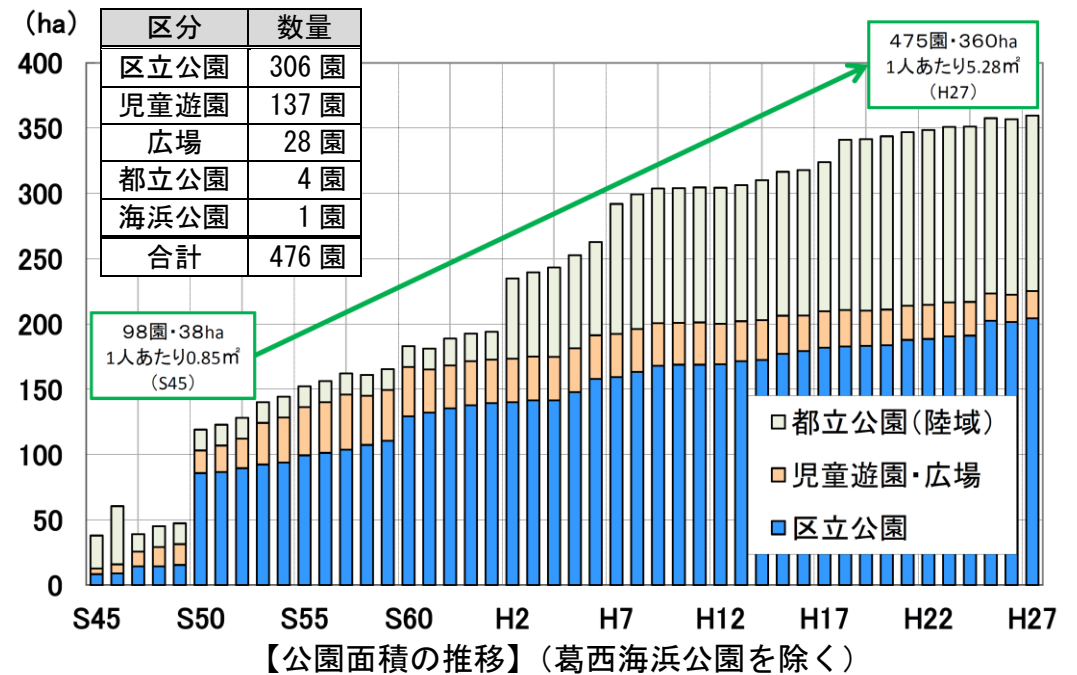
- ・H19 年度より実施している耐震対策を引き続き進め、耐震性能の確保を図っていく必要がある。

⑤長寿命化

- ・長寿命化計画の工程表と過去の修繕内容が必ずしも一致していない。
- ・H26 年 7 月より国の定期点検要領に基づいた 5 年に 1 回の定期点検が義務付けられ、合せて新たな点検項目（打音診断）の追加等を行うため、長寿命化計画の改定が必要。



【公園管理エリア区分図】



■ (公財) えどがわ環境財団による維持管理 (指定管理及び業務委託)

指定期間：平成 23 年度～平成 27 年度 (5 年間)

対象施設：区立公園・児童遊園・広場・親水緑道他

業務内容 (年次報告書・月次報告書を区へ提出)

①園内施設及び設備類の点検・清掃

主に週に 2～7 回実施。手洗所は特別清掃、遊具は定期点検を年 1 回実施。

②水路・池・噴水等の点検・清掃

③樹木等の育成管理

剪定、病虫害等駆除、施肥・土壌改良、花壇・花鉢管理、芝生管理等

④動物及び馬の健康管理、⑤駐車場及び駐輪場管理業務

⑥備品管理業務、⑦保安警備業務、⑧施設全般の維持管理

修繕の取扱い

- ・大規模修繕は区が直接行う。
- ・小規模修繕は財団が行う。

10. 公園

【公園部会】

【現状】

(1) 維持管理体制

- 1) 担当部署：水とみどりの課
- 2) 点検：(公財) えどがわ環境財団
 - ・財団3係体制による巡回点検。(月1～2回)
 - ・樹木管理委託で週1回造園業者による点検。
 - ・専門家による遊具の年次点検。
- 3) 管理水準
 - ・長寿命化計画で、維持管理の基本方針や、補修・更新の緊急度判定基準が示されている。

(2) 維持管理費：21.8億円（H27年度予算）

- 1) 管理費：17.3億円（財団）
- 2) 維持補修費：2.5億円（財団）
- 3) 整備費：2.0億円（水とみどりの課）

(3) これまでの取り組み

- ・H14～22年度：業務委託（環境促進事業団）
- ・H23～27年度：指定管理および業務委託
（えどがわ環境財団）
- ・H26.3 公園施設長寿命化計画策定
（都市公園235箇所を対象。今後20年間の維持管理費の試算は42億円。）
- ・シルバー清掃委託の清掃回数を削減
- ・外部委託業務を拡大

【課題】

①点検・診断、③安全確保

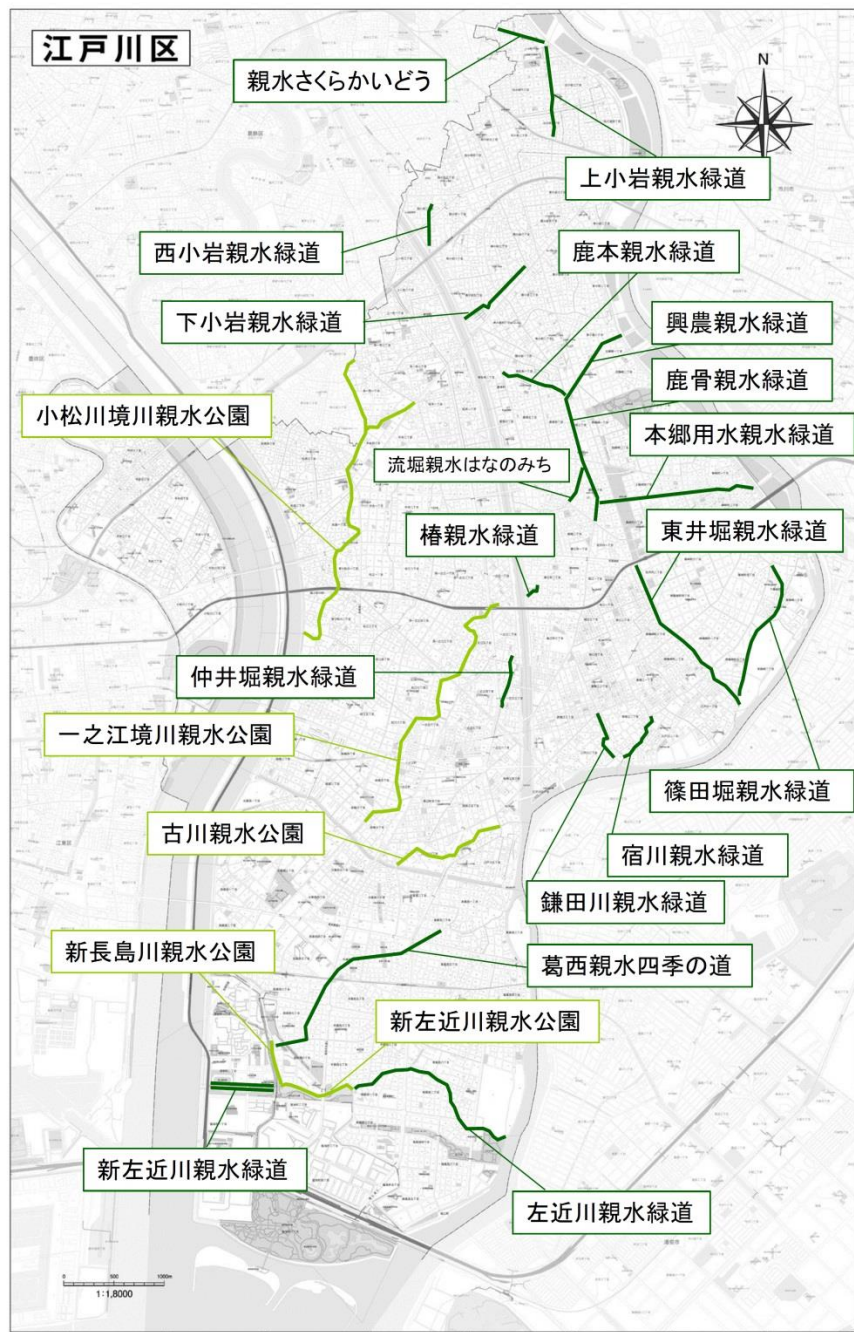
- ・長年、業務委託及び指定管理者制度により管理全般を行っているため、維持管理の状況についての実態把握や、点検・診断のポイントの理解が不十分。
- ・公園内の雨水貯留施設は、貯留施設として機能しているかの現状把握ができていない。

②維持管理・修繕・更新

- ・過去に大量に設置した公園施設・遊具が一斉に更新時期を迎える。
- ・公園に求められる機能が時代の移り変わりと共に変化し、多様化している。
- ・公園の絶対数が少ない時代に整備した公園は、今後の相応しいあり方の検討が必要。
- ・植栽は維持管理費・業務量共に多い。
- ・公園内の一部の手洗所は、老朽化や臭気等が課題。
- ・日々行われる様々な公園施設の修繕内容を公園台帳に反映させる作業は、業務量として膨大で、限られた職員体制の中で負担が大きく、更新が困難。

⑤長寿命化

- ・公園関連予算は公園数の増加に伴い、土木事業費に占める割合も年々増しており、将来的に持続可能な維持管理を実現するためには、より効率的・効果的な取り組みが不可欠。
- ・現行の「江戸川区公園施設長寿命化計画」は、都市公園235箇所のみが対象で、児童遊園や広場等が含まれていない。
- ・公園内には管理事務所・手洗所・橋・舗装・看板・車止め等、様々な管理施設があるが、現行の計画は一部の施設のみが計画対象となっている。



	順	親水公園名	流水方式	延長 (m)	流量 (m³/s)	施工年度 数字は施工延長 (m)												
						62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
親水公園	1	古川親水公園	自然流下	1,200	0.125	(昭和47～48年度)												
	2	小松川境川親水公園	自然流下一部循環	3,930	0.25	(昭和56～59年度) 860												
	3	新長島川親水公園	自然流下	530	0.04	530												
	4	新左近川親水公園	—	750	—	750												
	5	一之江境川親水公園	自然流下一部循環	3,200	0.04	3,200												
5 路 線				9,610	完成延長 9,610m (整備率 100%)													

順	親水緑道名	流水方式	延長 (m)	流量 (m³/s)	施工年度																				
					62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
親 水 緑 道	6 下小岩親水緑道	循環	950	0.02	820		130																		
	7 親水さくらかいどう	循環	500	0.02	500																				
	8 葛西親水四季の道	自然流下	2,100	0.04	2,100																				
	9 西小岩親水緑道	循環	420	0.03			420																		
	10 鹿本親水緑道	循環	750	0.04			750																		
	11 上小岩親水緑道	循環	950	0.05			950																		
	12 興農親水緑道	自然流下	820	0.07				820																	
	13 新左近川親水緑道	—	650	—				650																	
	14 流堀親水はなのみち	循環	420	0.05					420																
	15 仲井堀親水緑道	循環	580	0.02					580																
	16 篠田堀親水緑道	自然流下	1,600	0.15						1,600															
	17 鎌田川親水緑道	循環	500	0.04							500														
	18 鹿骨親水緑道	自然流下一部循環	1,290	0.04					1,130		160														
	19 左近川親水緑道	自然流下	2,000	0.25								2,000													
	20 本郷用水親水緑道	自然流下	1,580	0.04									1,180											400	
	21 椿親水緑道	循環	170	0.05							170														
	22 東井堀親水緑道	自然流下	1,800	0.04										860		440						500			
	23 宿川親水緑道	循環	600	0.10											600										
	18 路 線			17,680		完成延長 17,680m (整備率 100%)																			

計: 27,290m

10年以下 12%

11~20年 10%

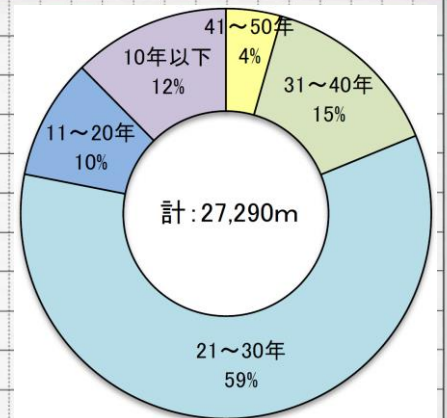
21~30年 59%

31~40年 15%

41~50年 4%

経過年数（延長ベース）

※平成 27 年 3 月末時点



※平成27年3月末時点

[全体計画] 23路線 27,290m [完成路線] 23路線 27,290m (整備率100%)

1 1. 親水公園、1 2. 親水緑道

【公園部会】

【現状】

(1) 維持管理体制

- 1) 担当部署 親水公園：水とみどりの課
親水緑道：保全課
- 2) 点検：(公財) えどがわ環境財団
 - ・財団3係体制による巡回点検。(月1～2回)
 - ・樹木管理委託で週1回造園業者による点検。
 - ・専門家による遊具の年次点検。
 - ・設備運転管理業務委託による設備点検。

(2) 維持管理費 (H27 年度予算)

① 親水公園：5.5 億円

- 1) 管理費：3.6 億円 (財団)
- 2) 維持補修費：1.7 億円
(水とみどりの課 1.3 億円 + 財団 0.4 億円)
- 3) 整備費：0.2 億円 (水とみどりの課)

② 親水緑道：2.4 億円

- 1) 管理費：1.5 億円 (財団)
- 2) 維持補修費：0.9 億円
(保全課 0.7 億円 + 財団 0.2 億円)
配管・バルブ取替、護岸改修、暗渠浚渫等

(3) これまでの取り組み

- ・H14～22 年度：業務委託 (環境促進事業団)
- ・H23～27 年度：指定管理及び業務委託
(えどがわ環境財団)
- ・シルバー清掃委託の清掃回数を削減

【課題】

①点検・診断

- ・公園と同様、長年、業務委託及び指定管理者制度により管理全般を行っているため、維持管理の状況についての実態把握や、点検・診断のポイントの理解が不十分。

②維持管理・修繕・更新

- ・過去に高品質材料・特注品等を使用した施設が老朽化。
- ・舗装材等は、同様の材料での補修は難しく、部分補修により見栄えが悪くなっている。
- ・使用材料が自然素材 (丸太や板等) を使用している施設は、更新周期が早い。
- ・水路の漏水が発生し、急激な水位の低下や一部の沿道で稀に陥没が起きているが、漏水箇所や原因の特定に至っていない。
- ・水路内の堆積土により水深が減少している箇所がある。
- ・親水公園の浄化施設が老朽化し、建物の耐震化も必要であり、今後の浄化水のあり方の見直しが必要。
- ・整備した時期が集中しているため、機械設備が一斉に老朽化し、故障が多発。
- ・当初の計画流量の 50% 以下で稼働しているポンプがあり、計画流量の見直しを含め、設備能力の再検討が必要。

⑤長寿命化

- ・様々な施設の老朽化が進んでいるため大規模修繕が必要であるが、既に多くの生物や植生が繁殖しており、良好な景観を形成していることから、現在の環境を維持するための計画的な維持管理についての検討が必要。

種別	名 称	竣工年	収容台数	面積
地下駐輪場	平井駅北口駐輪場	H7 年	3,000 台	2,800 m ²
	西葛西駅南口・北口地下駐輪場	H12 年	4,350 台	5,000 m ²
	一之江駅西口地下駐輪場	H17 年	2,500 台	2,800 m ²
	瑞江駅南口地下駐輪場	H17 年	4,000 台	4,800 m ²
	篠崎駅西口地下駐輪場	H20 年	2,800 台	3,600 m ²
機械式駐輪場	葛西駅東口・西口地下駐輪場	H20 年	9,400 台	5,600 m ²
	平井駅南口機械式駐輪場	H21 年	756 台	132 m ²
	一之江駅東口機械式駐輪場	H23 年	756 台	132 m ²
	船堀駅中央駐輪場	H18 年	1,500 台	465 m ²
駐車場	小岩駅南口タクシープール	H4 年	45 台	1,980 m ²
	新左近川親水公園駐車場	H6 年	200 台	5,530 m ²
	新川地下駐車場	H11 年	200 台	10,500 m ²

【土木特定施設 駐輪場・駐車場】

区 分	当日利用	定期利用			
		1 か月		3 か月	
		一般	学生	一般	学生
自転車	100 円	1,850 円	1,030 円	5,040 円	2,780 円
自転車(露天駐輪場2階のみ)	50 円	930 円	520 円	2,520 円	1,390 円
原付バイク (50cc まで)	210 円	3,700 円	3,090 円	10,080 円	8,230 円
自動二輪	310 円	—	—	—	—

【駐輪場使用料】(H26. 4. 1～)

■レンタサイクル事業（eサイクル）

貸出ポート：11 駐輪場（京成江戸川駅を除く区内 11 駅）1000 台配備
 区内在住・在勤の方に限らず、中学生以上で安全上支障のない方。

当日利用はどの駅でも返却可。定期利用は借りた駐輪場に返却。

利用料金（H26. 4. 1～）：210 円/日、2,060 円/月、6,170 円/3 か月

■総合自転車対策業務委託の主な内容（委託仕様書より抜粋）

業務内容（月次報告書を区へ提出）

- ①駐輪場管理運営業務
- ②レンタサイクル管理運営業務
- ③駅周辺 放置自転車防止対策業務、撤去搬送業務
- ④集積所運営及び撤去自転車保管、返還業務
- ⑤駅前広場清掃及び駅前手洗所清掃業務

■機械式駐輪場機械設備保守点検委託の主な内容（委託仕様書より抜粋）

・建設を請け負った JFE 系列のメンテナンス会社に毎年随意契約。

業務内容

- ①機械設備の定期点検（年 3 回、消耗品交換、機械目視点検）
- ②機械の部品交換（10 年間のメンテナンス計画に基づき交換）
- ③事故及び故障時の緊急出動による対応

■指定管理者による駐車場維持管理（基本協定書より抜粋）

指定期間：平成 24 年度～平成 28 年度（5 年間）

対象施設：新川地下駐車場・なぎさ南駐車場・東大島駅駐車場

維持管理費：料金収入による独立採算。収入金の一部を区へ還元。

業務内容（年次報告書・月次報告書を区へ提出）

- ①保守管理業務
- ②清掃業務
- ③備品管理業務
- ④保安警備業務
- ⑤小規模修繕業務

修繕の取扱い

- ・大規模修繕は区が直接行う。
- ・小規模修繕は指定管理者が行う。

13. 特定施設、14. 駐輪場・駐車場

【特定施設部会】

【現状】

（1）維持管理体制

1）担当部署

- ・駐輪場の運営、設備の維持管理：駐輪対策係
- ・駐輪場の大規模修繕、駐車場全般：保全課
- ・新左近川親水公園駐車場：水とみどりの課

2）点検

- ・駐輪場：駅別一括管理委託

機械式駐輪場機械設備保守点検委託
（定期点検：年3回）

地下駐輪場設備の法定点検委託

- ・小岩駅南口タクシープール：設備の法定点検委託
- ・新川・なぎさ南・東大島駅駐車場：指定管理者
- ・新左近川親水公園駐車場：指定管理者

（2）維持管理費（H27年度予算）

- 1）駐輪場：12.8億円
- 2）小岩駅南口タクシープール：490万円（点検・維持）
- 3）新川地下駐車場：6,840万円（補修工事）
- 4）新左近川親水公園駐車場：公園管理に含む

（3）これまでの取り組み

- ・H17年度から「総合自転車対策」を実施。
 - ①駅前駐輪場の整備と使用料制の導入
 - ②自転車放置禁止区域のエリア制導入
 - ③自転車対策業務の駅別一括業務委託
 - ④自転車マナー・ルールの向上

【課題】

①点検・診断

- ・一部の駐輪場・駐車場は、過去にコンクリート躯体・設備の総点検を行い、維持補修計画を策定したが、維持管理業務への活用が不十分であり、補修実績の反映や修繕計画の更新も行われていない。
- ・コンクリート躯体の点検を供用開始後一度も行っていない施設がある。
- ・機械式駐輪場は定期点検により不具合は少ないが、機械設備保守点検委託費が4箇所 yearly 6,000万円と高く、点検や部品交換の頻度について見直しの検討が必要。

②維持管理・修繕・更新

- ・駐輪場は、H21.7の道路交通法改正で普及した幼児2人同乗用自転車や、三輪自転車等、既存の機械式駐輪場や二段式駐輪ラックに収容が出来ない自転車が急増し、普通自転車よりも広い駐輪面積を必要とするため、平置き駐輪スペースを圧迫している。そのため、現在の収容可能台数は、公称52,000台に対して実質45,000台程度で、収容が困難になりつつある。
- ・駐輪場の管理委託費の大部分は、各駐輪場に配置している人件費であり、配置人員削減の取組みが必要。
- ・機械式駐輪場では、自転車に傘を差したまま入庫したことによる故障が多い。
- ・一部の平置き駐輪場は、施設自体の老朽化が著しく、修繕費用がかさんでいる。
- ・駐輪場は大規模改修時の代替え駐輪場の確保が困難。
- ・瑞江駅南口のエレベーターは都営新宿線と地上を繋ぐ施設で、今後も法定点検等の維持管理が必要。
- ・小岩駅南口タクシープール・新川地下駐車場は換気設備・電気設備が老朽化。
- ・新川地下駐車場は漏水が発生。湿気対策が必要で、換気の電気代が高額。

（次ページへつづく）

【自転車駐輪場】

駅名	No.	駐輪場名	構造	収容台数	開設年月日
一之江駅	1	西口	地下式	2,500	H17.4.1
	2	北口	二層式	1,380	H17.4.1
	3	東口	地下機械式	756	H23.4.1
		小計		4,636	
東大島駅	4	東大島駅	ラック・平置	1,200	H1.6.30
平井駅	5	北口	地下式	3,000	H7.4.1
	6	西	電磁ロック	25	S57.5.21
	7	東	電磁ロック	297	H19.11.1
	8	南口	地下機械式	756	H21.10.1
		小計		4,078	
船堀駅	9	中央	機械式	1,500	H18.10.1
	10	東1号	平置	250	S60.4.1
	11	東2号	平置	700	S60.4.1
	12	西1号	二層式	840	S58.12.23
	13	西2号	二層式	710	S58.12.23
葛西駅		小計		4,000	
	14	東口	地下機械式	4,900	H20.4.1
	15	東2号	二層式	400	S57.7.21
	16	西口	地下機械式	4,500	H20.4.1
		小計		9,800	
西葛西駅	17	南口	地下式	2,000	H12.4.1
	18	北口	地下式	2,350	H12.4.1
	19	東	二層式	400	S54.10.1
	20	東2号	二層式	600	H13.4.2
	21	西	二層式	800	H17.10.1
葛西臨海公園駅		小計		6,150	
	22	東	平置	1,430	S63.12.1
	23	西	平置	1,740	S63.12.1
		小計		3,170	H17.2.28
小岩駅	24	東	二層式	1,540	S49.3.27
	25	西1号	二層式	890	S48.7.1
	26	西2号	二層式	1,940	S49.3.27
	27	西3号	二層式	1,300	S54.7.1
		小計		5,670	
瑞江駅	28	南口	地下式	4,000	H17.10.1
	29	東1号	二層式	440	S62.7.20
	30	東2号	平置	1,290	S62.12.1
	31	東3号	平置	250	H5.3.31
	32	東4号	平面	520	H19.4.2
篠崎駅	33	北	二層式	1,200	H21.12.1
		小計		7,700	
	34	東	二層式	1,100	S61.9.14
	35	西口	地下式	2,800	H20.6.1
		小計		3,900	
京成小岩駅	36	北2号	二層式	973	S50.12.22
	37	東	電磁ロック	199	S58.10.6
	38	南	電磁ロック	138	S58.10.6
	39	南2号	ゲート式	80	H25.9.1
	40	北	ラック	269	S56.5.13
使用料制合計			平置	64	H7.4.1
		小計		1,723	
40箇所				52,027	

【撤去車両集積所】

駅名	No.	集積所名	構造	収容台数	開設年月日
集積所	1	小岩	二層式	500	H25.8.7
	2	小松川	平面	1,300	H17.6.8
	3	西葛西	二層式	800	S59.6.1
	4	西葛西第二	平面	1,000	H17.12.20
	5	瑞江駅1号	平面	800	H19.4.2
	6	一之江	平面	1,200	H17.1.11
	7	臨海	平面	60	H24.8.22
	8	葛西	平面	1,000	H2.11.1
	9	篠崎	平面	1,000	S63.3.31
	10	船堀	平面	400	H21.3.1
	11	京成小岩	二層式	100	H25.4.1
合計		11箇所		8,160	

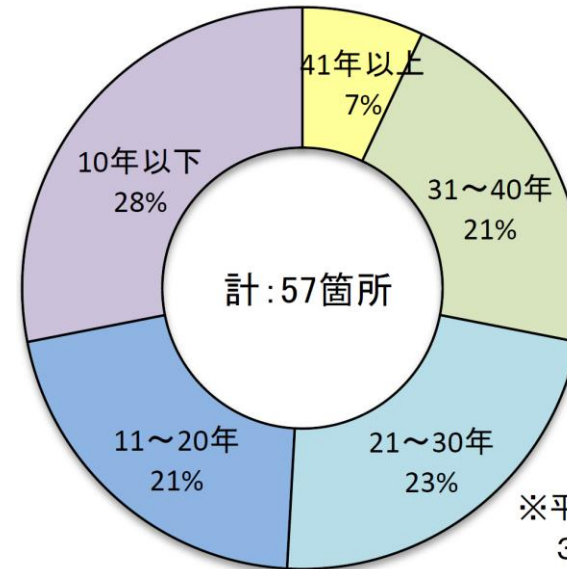
名称	構造	収容台数	開設年月日
最終処分場(小岩)	平面	1,000	H25.8.7
長島集積所	平面	500	H2.11.1
西小岩倉庫(西)	平面	300	H6.4.1
西小岩集積所(東)	平面	500	H6.4.1
旧瑞江集積所	平面	600	H12.3.1
今井集積所	平面	850	H10.12.15
合計		6箇所	3,750

【指定管理駐車場】

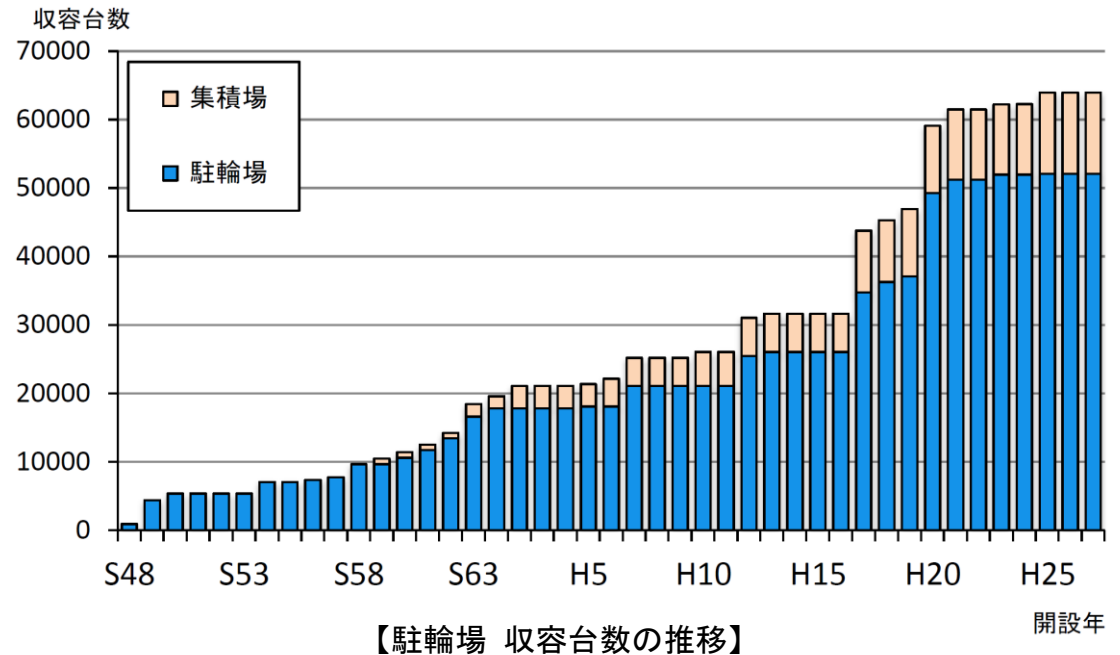
名称	収容台数	開設年月日
新川地下	200	H11.6.1
なぎさ南	117	H19.4.1
東大島駅	21	H19.4.1

【施設構造別収容台数】

構造		駅名	駐輪場名	収容台数	構成比	
機械式	地下機械式	葛西駅	東口	9,400	18.1%	
			西口			
	地下型機械式	一之江駅	東口	1,512	2.9%	
			平井駅			南口
	地上機械式	船堀駅	中央	1,500	2.9%	
	電磁ロック機械式	平井駅	西	659	1.3%	
			東			
			京成小岩駅			東
			南			
	ゲート式	京成小岩駅	南2号	1,620	3.1%	
			瑞江駅			東2号
			東3号			
地下式	6駐輪場		16,650	32.0%		
平置	7駐輪場		6,173	11.9%		
地上二層式	15駐輪場		14,513	27.9%		
合計			52,027	100.0%		
(機械式合計)			14,691	28.2%		



【駐輪場 経過年数】(集積所含む)



13. 特定施設、14. 駐輪場・駐車場

【特定施設部会】

(3) これまでの取り組み (つづき)

- ・駐輪場は常に10年間の補修計画を立て、維持管理費を平準化。
- ・H21年度よりレンタサイクル事業を実施。
- ・H26年度に自転車撤去手数料を値上げ。
2,500円→3,000円
- ・機械式化による人件費の削減。
駐輪場別の機械式率：28.2% (12箇所)
- ・一部の特定施設で維持補修計画を策定。

(躯体・設備の調査及び維持補修計画の作成)

H15年度：平井駅北口駐輪場

西葛西駅南北駐輪場

小岩駅南口タクシープール

新川地下駐車場

H20年度：一之江駅西口駐輪場

瑞江駅南口駐輪場

- ・長寿命化対策の実施。

(コンクリート躯体の中性化対策)

H20年度：小岩駅南口タクシープール

H21～25年度：新川地下駐車場

(4) 歳入 (H26年度)

- ・駐輪場：約11.4億円 (レンタル事業含む)
 - ・駐車場：約7,000万円 (新左近川駐車場除く)
- (7,000万円－指定管理費＝約2,000万円が黒字)

④耐震化

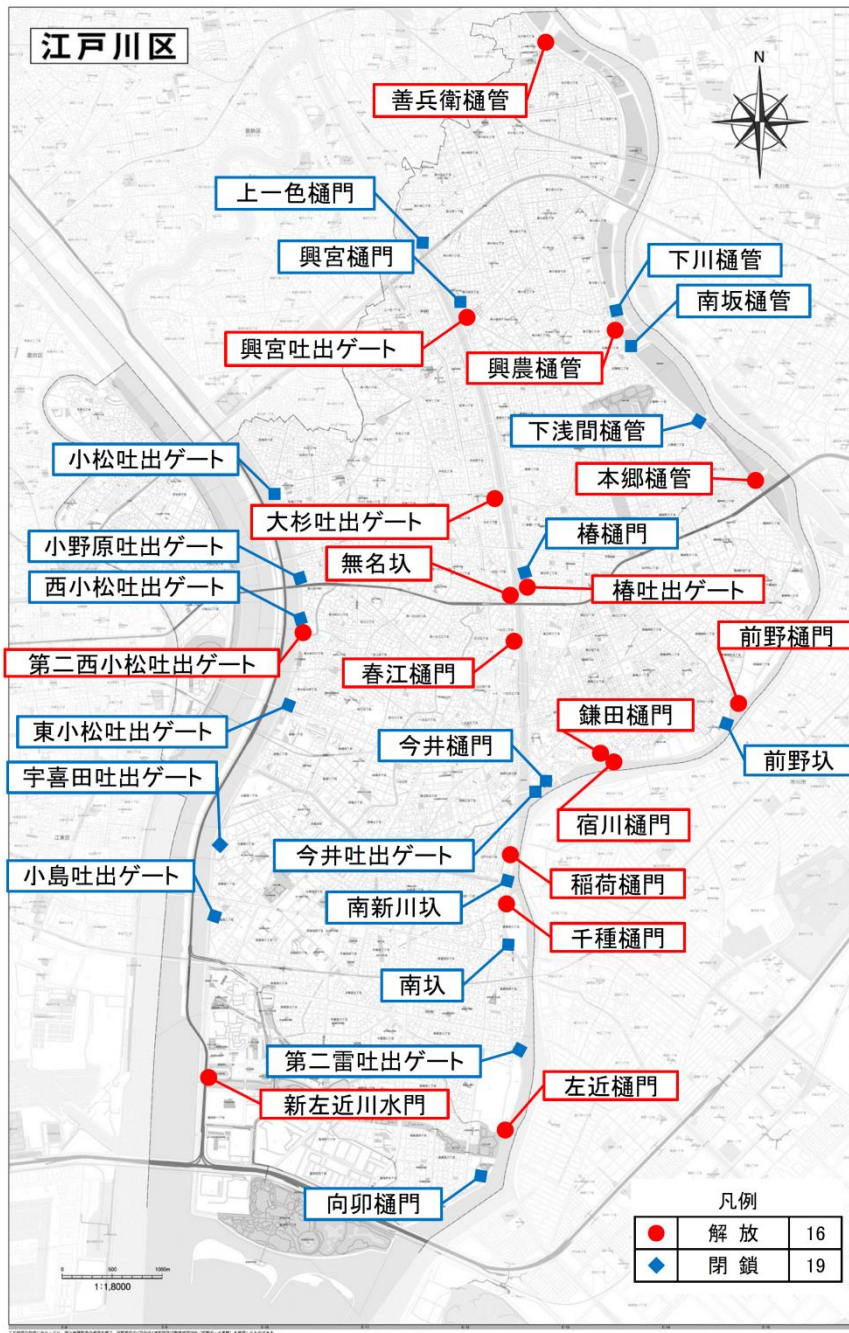
- ・小岩駅南口タクシープール、平井駅北口地下駐輪場、西葛西駅北口・南口地下駐輪場は、設計計算書で確認する限り、耐震設計が行われていない。

⑤長寿命化

- ・今後の区民ニーズの変化等により、建設当時の使用目的以外の利用の可能性はあるものの、躯体はコンクリートの一般的な耐用年数である50年経過後も、公共施設としての安全性を確保して引き続き使用出来るよう、可能な限り延命を図る必要がある。

⑥統廃合

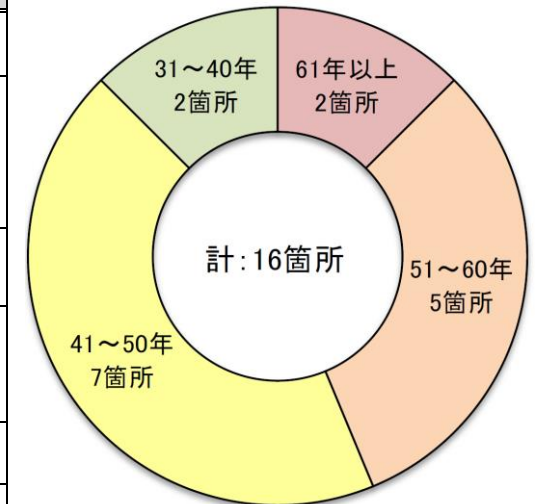
- ・将来人口予測は横ばいであっても、少子高齢化によりその内訳としては、生産労働人口が減少するので、駐輪需要台数が減っていくと考えられる。



【水門・樋門・樋管等 位置図】

年度	廃止・撤去	閉塞・部分撤去	耐震補強・改修
H27	下川樋管		
H28		興宮樋門	稲荷樋門 大杉吐出ゲート 第二西小松吐出 興宮吐出ゲート
H29	今井吐出ゲート	樁樋門	樁吐出ゲート 春江樋門
H30			無名坎 新左近水門 (~H31)
H31	南坂樋管		
H35	下浅間樋管		

【今後の工事予定】



※平成27年3月末時点

【経過年数】(解放施設)

◆閘門、陸閘、樋門・樋管等 点検結果表

施設名	第二西小松吐出ゲート		所在地	東小松川3－3 先		河川距離標 (左・右岸)	左岸　k m	完成年月日	S39
施設管理者	機関名	担当課	電話番号		点検年月日	H27.7.10	点検者	役職	氏名
	江戸川区	土木部保全課	03－5662－0096					主事	
点検項目			点検結果 (問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載)			備考(参考: 確認項目)			
施設本体の損傷状況			本体傾き有り(経過観察　H27.5確認)			施設本体の損傷状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認			
取付護岸(根固め含む)の維持状況			軽微なクラックあり			施設周辺の護岸(クラック等)、根固め(流出・陥没等)に異常がないか確認			
高水敷保護工の維持状況			軽微なクラックあり			高水敷保護工に損傷がないか確認			
適正な操作状況			良			既往操作記録簿等に問題ないか確認			
ゲートの開閉状況			良			ゲートの開閉に問題ないか動作確認			
施設周辺の堤防の異常等の状況			天端道の舗装が雑草の繁茂により掩れている			施設周辺堤防の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認			
「操作・管理・点検」等に関する規程・要項等の整備状況(現状と整合しているか)			良			操作規則等に基づいた操作ルールとなっているか確認、情報連絡体制表を添付			
管理(点検)体制の整備状況			良			管理担当者及び年・月点検の実施体制について確認			
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況			良			施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認			
その他施設管理状況			良			流木・堆積土砂等の状況、ゴミ等の投棄がないか確認			
第三者の安全利用状況			良			第三者に対して危険がないか(転落防止柵、管理橋等)確認			
その他(									

【職員による点検時に使用する「点検結果表」(例)】

15. 水門等

【その他部会】

【現状】

（１）維持管理体制

1) 担当部署：設備係

2) 点検

・江戸川3樋管(善兵衛・興農・本郷)と新左近川水門
年1回、専門技術者による点検整備委託。

清掃、給油脂、手動工具等による簡易な機械
部品の調整等の点検整備。

不具合箇所は、現状と対応策を提案書で提出。

・その他は、設備係職員が毎月点検。

3) 管理水準・点検マニュアル

・国の河川用ゲート設備点検・整備・更新検討
マニュアル

・国の施設維持管理技術ガイドライン

・職員点検は点検結果表の点検項目による。

（２）維持管理費：3.5億円（H27年度予算）

1) 管理・保守点検委託等：0.3億円

2) 維持補修工事：0.4億円

3) 下川樋管撤去工事等：2.8億円

（３）これまでの取組み

・不要樋門・樋管等は順次撤去・中詰等を実施。
・耐震診断の結果に基づき耐震補強工事を順次
実施。残り5箇所をH32年度までに完了予定。

・地震対策として水門等が自動閉鎖する感震装
置を順次設置。(宿川樋門・千種樋門・左近樋門)

【課題】

①点検・診断

・職員による定期点検を継続し、様々な設備の点検のポイント等について、技術力の継承
と向上が必要。

②維持管理・修繕・更新

・水門等の開閉は職員が現場へ行き直接操作が必要なため、地震・高潮等の災害時の緊急
対応が遅れる懸念がある。(休日・深夜間の発災、交通渋滞の発生等)

・感震装置設置済みの施設も、閉鎖されているか職員が現場へ行き確認する必要がある。

・一部の取水施設は、親水公園・親水緑道の計画流量の見直しに合わせ、水門の規模縮小
を検討する必要がある。

・新左近水門付近は土砂の堆積が著しく、部分的な浚渫を行っても、すぐに堆積する。

・設備ごとに予防保全による維持管理の考え方を整理する必要がある。

・改修時に親水施設の運用を停止しなければならず、対策や住民理解が必要。

・改修等工事が希少なこともあり、受注者の決定が困難となっている。

③安全確保、⑥統廃合

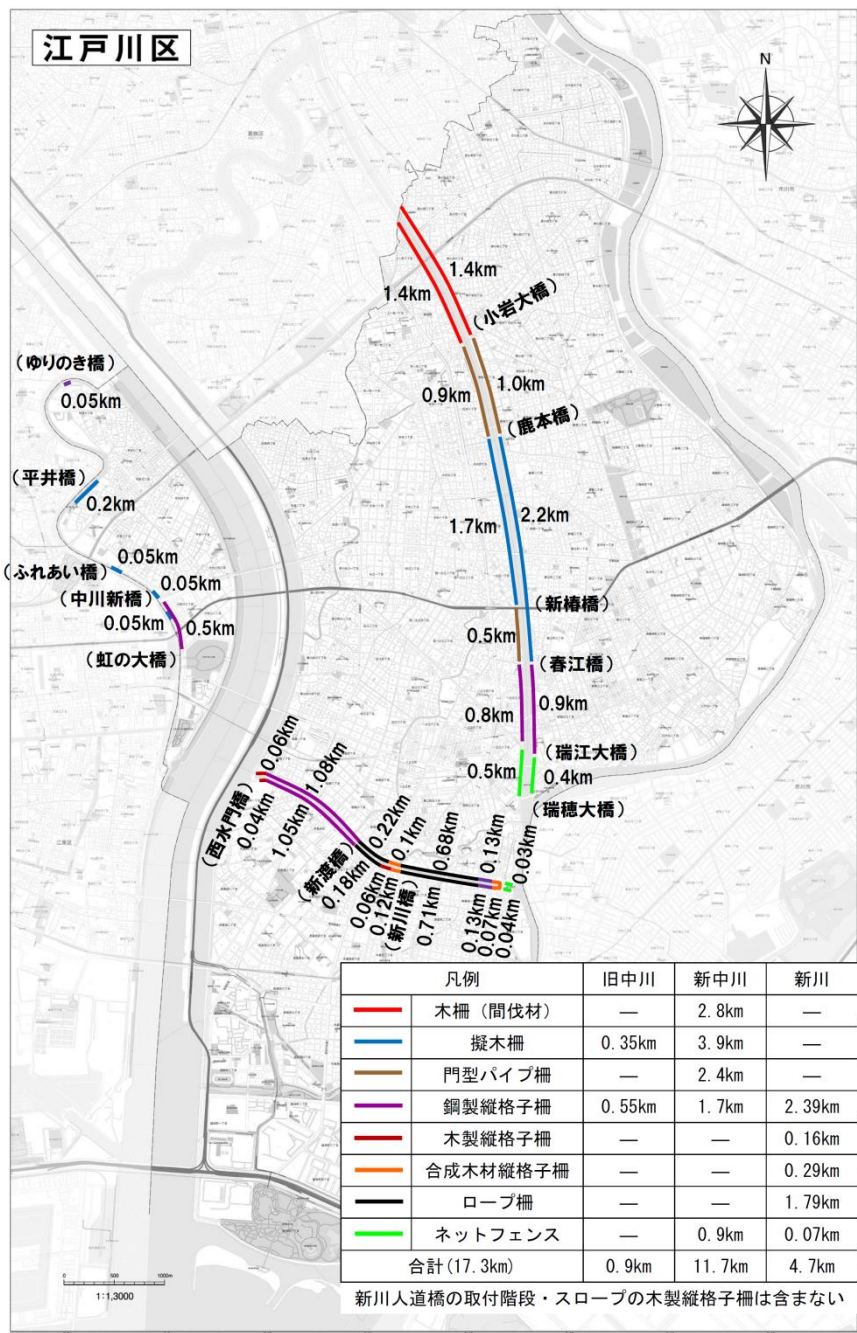
・用水の取水及び排水としての役割を終えた施設は、水門閉鎖や水路を中詰め閉塞して供
用廃止しているが、治水上の安全性確保のため、最終的には本体を含め完全に撤去する
必要があり、それまでは引き続き維持管理が必要である。(廃止樋門の堤防内函渠：19
箇所)

④耐震化

・「許可工作物のレベル2地震動に対する耐震診断・耐震設計の手引き」(都建設局：H27.5)
に基づき、耐震性能が不足している施設の耐震対策を完了させる必要がある。

⑤長寿命化

・本体構造物は、更新費用が高額であり工事期間中の治水上の安全性の観点からも、可能
な限り延命を図る必要がある。



【河川防護柵 位置図・種別図】



ネットフェンス



擬木柵



門型パイプ



鋼製縦格子柵



木柵（間伐材）

【新中川の河川防護柵】



木製縦格子柵 (1.1m)



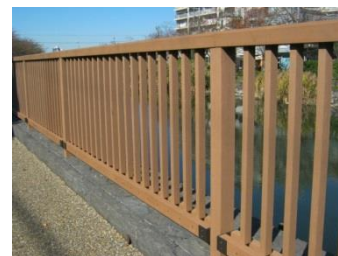
鋼製縦格子柵 (0.9m)



鋼製縦格子柵 (0.9m)



ロープ柵 (0.4m)



合成木材縦格子柵 (1.1m)



鋼製縦格子柵 (1.1m)

【新川の河川防護柵】 () は柵高

16. 河川防護柵

【その他部会】

【現状】

（１）維持管理体制

1) 担当部署

新中川・新川：保全サービス第一係・第二係
旧中川：水とみどりの課

2) 点検

・道路維持管理委託に含めて日常点検。

3) 管理水準

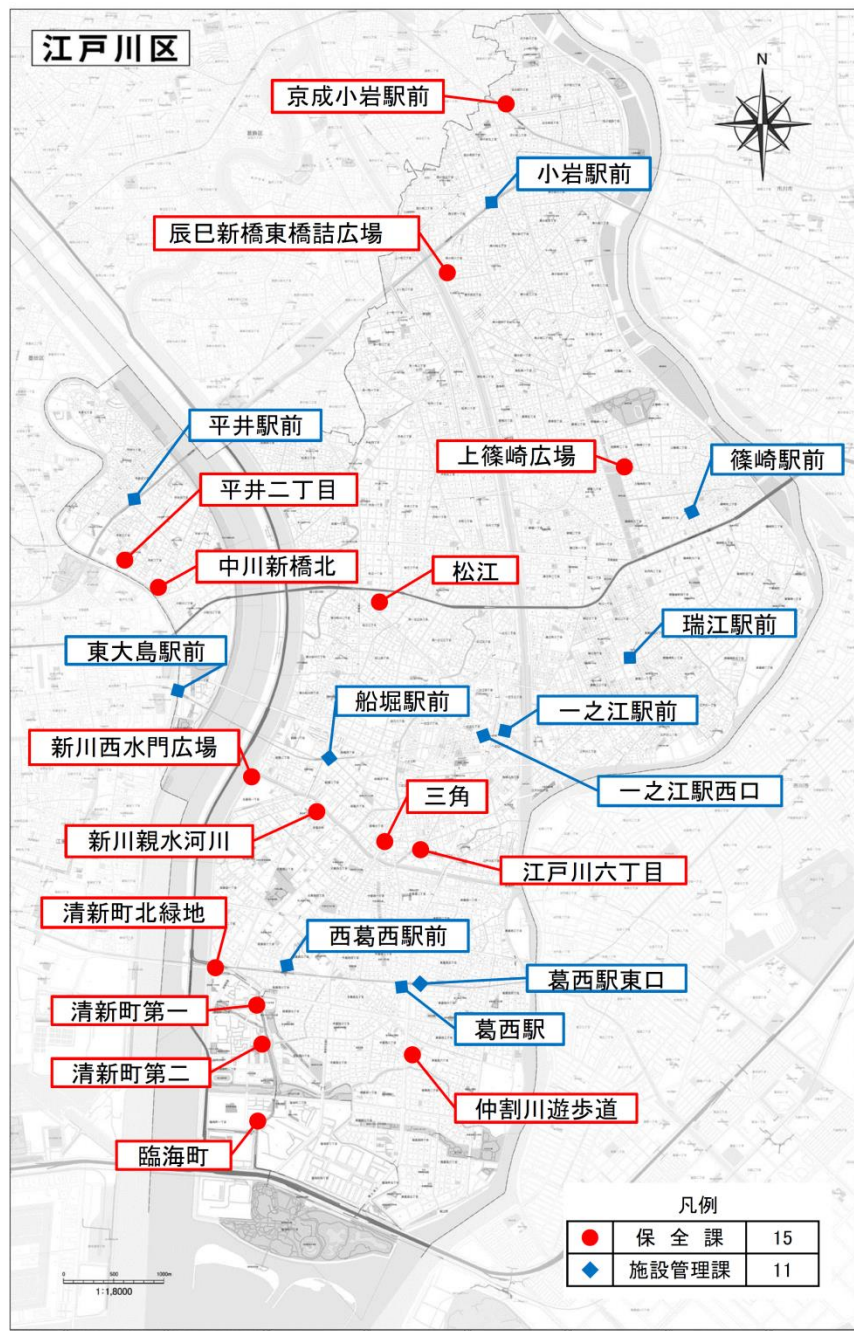
・事後保全により劣化・損傷があった箇所を適宜補修・取替え。

（２）維持管理費：０円（H27 年度予算）

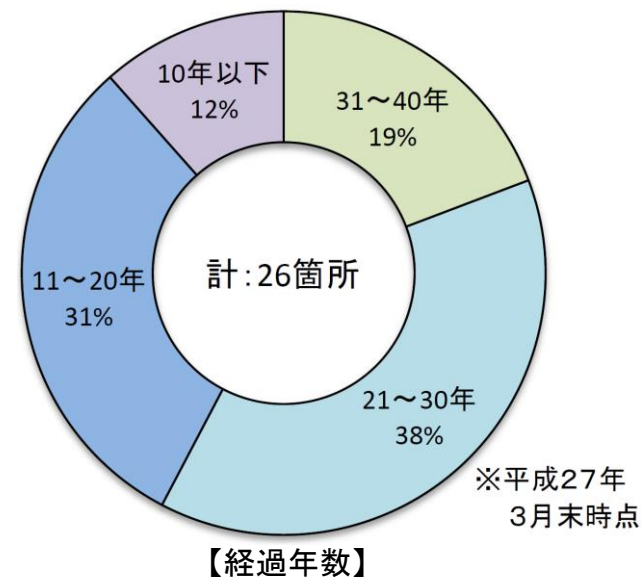
【課題】

②維持管理・修繕・更新

- ・木柵（間伐材）は経年劣化が早く、維持管理が困難である。
- ・新中川・新川の河川防護柵は、構造・材質が統一されていない。
- ・新中川の河川防護柵は、東京都による護岸の耐震補強工事（H28 年度から予定）に伴い更新するため、構造・材質の検討が必要。



【公衆手洗所 位置図】



	施設管理課	保全課	備 考
◎躯体に関する工事(施設の破損)		○	大規模工事を伴う
○外内壁塗装		○	全面塗装
○建具交換工事	○		
○ドア等の鍵の破損	○		
○照明設備本体交換工事		○	大規模工事を伴う
○電気配線のトラブル(漏電等)		○	大規模工事を伴う
○照明スイッチ関係	○		
○便器及び洗面台交換工事	○	○ (大規模工事を伴う場合)	
○水道のトラブル(地中部の漏水等)	○	○ (大規模工事を伴う場合)	
○蛇口・給排水管の水漏れ	○		
○便器の詰まり・水漏れ	○		
○小便器センサー等の破損	○		便器周りの破損
○換気扇交換工事	○		
○蛍光灯・電球交換	○		
○清掃(定期清掃及び特別清掃)	○		

【駅前手洗所の業務分担表】

17. 公衆手洗所

【その他部会】

【現状】

(1) 維持管理体制

1) 担当部署

- ・ 駅前手洗所：駐輪対策係
- ・ 駅前以外：保全サービス第一係・第二係

2) 清掃

- ・ 駅前手洗所：駅別一括管理委託に含む
 - 1日1回又は2回
 - 月1回：天井・外壁等
- ・ 駅前以外：全15箇所を一括委託
 - 1日2回：3箇所
 - 1日1回：10箇所
 - 2日1回：2箇所
 - 週1回：害虫駆除・くもの巣払い
 - 月1回：天井・内外壁等

3) 管理水準

- ・ 事後保全により劣化・損傷があった箇所を適宜補修・取替え。

(2) 維持管理費（H27年度予算）

- 駅前手洗所：駅別一括管理委託に含む
- 駅前以外：清掃費＋電気・水道：2,100万円
- 補修工事 500万円

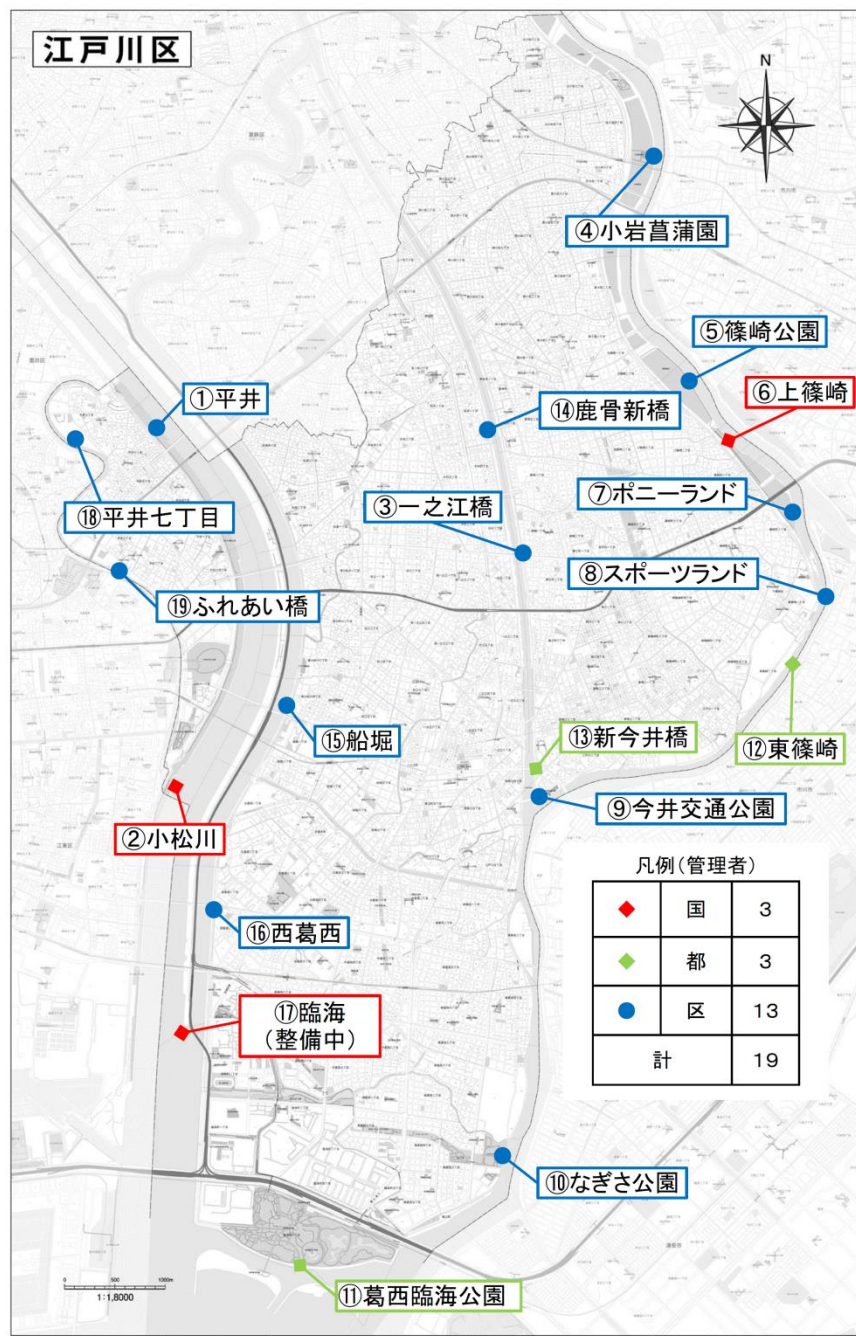
【課題】

①点検・診断

- ・ 駅前手洗所は日常清掃を毎日行っているが、利用者から汚れや臭いの陳情が多く、1日4回清掃している所もある。

②維持管理・修繕・更新

- ・ 建物本体・内装等が老朽化しており、利用者からの陳情で特に多いのは臭いに関するもので、小規模修繕では抜本的な改善が図れない。



【防災船着場 位置図】

No.	名称	船着場形式	管理者
1	平井	浮棧橋	区
2	小松川	岸壁型	国
3	一之江橋	岸壁型	区
4	小岩菖蒲園	階段状岸壁	区
5	篠崎公園	階段状岸壁	区
6	上篠崎	岸壁型	国
7	ポニーランド	階段状岸壁	区
8	スポーツランド	浮棧橋	区
9	今井交通公園	浮棧橋	区
10	なぎさ公園	浮棧橋	区
11	葛西臨海公園	浮棧橋	都
12	東篠崎	浮棧橋	都
13	新今井橋	岸壁型	都
14	鹿骨新橋	岸壁型	区
15	船堀	階段状岸壁	区
16	西葛西	階段状岸壁	区
17	臨海	岸壁型	国
18	平井七丁目	岸壁型	区
19	ふれあい橋	岸壁型	区



浮棧橋型



岸壁型

18. その他

【その他部会】

【対象施設】	【現状と課題】
・ 防災船着場[13 箇所]	・ 浮桟橋型は、何らかの衝突が原因と思われる係留杭の変形が発生する等、岸壁型と比較して施設の維持管理上のリスクが高い。 ・ 常時使用するためには船着場周辺の浚渫が必要で、継続するには相当な費用がかかる。
・ 健康の道[健康サイン 34 基、誘導サイン 57 基等]	・ 道路維持管理委託により点検。
・ 緑道等の彫刻[190 箇所+柘錦像]	・ 点検は行っていない。一部の彫刻はボランティアが清掃している。
・ 音声誘導装置[84 施設・150 基]	・ 委託により年次点検を実施。順次、機器のデジタル化を行っている。 ・ 施設内の装置は都市開発部施設課の管理に変更。
・ バス停[321 箇所] (ベンチ・手すり・一部の上屋等) ・ ポケットパーク[78 箇所]	・ 道路維持管理委託にて点検。都道のバス停に設置された施設は、点検対象外となっていた。 ・ 上屋は基本的にはバス事業者管理だが、京成バスの上屋でグレードアップしたものは区管理。区管理かバス事業者管理なのか不明な箇所がある。
・ 葛西駅エスカレーター	・ 維持管理費が高額。H27 年度予算 780 万円（電気料金・清掃・保守点検・維持補修）。
・ 船堀駅北口シェルター（雨除通路）	・ タワーホール船堀の建設に合わせH10 年度設置。道路維持管理委託にて点検。



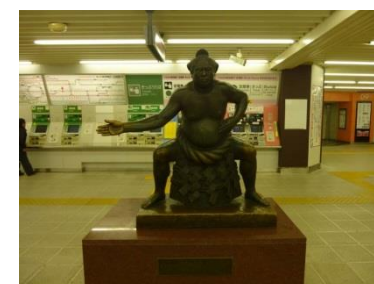
健康サイン



誘導サイン



緑道等の彫刻



柘錦像



音声誘導装置



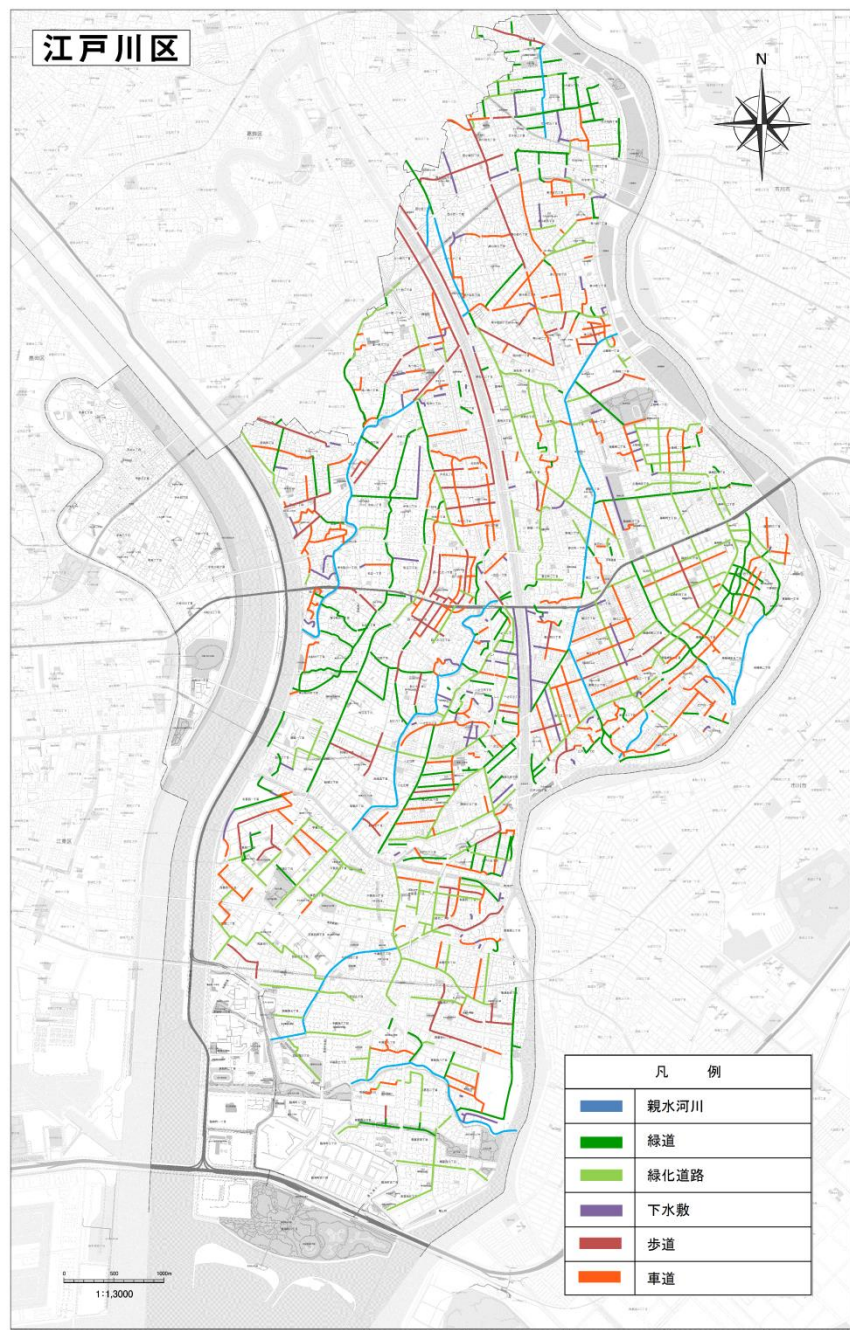
バス停



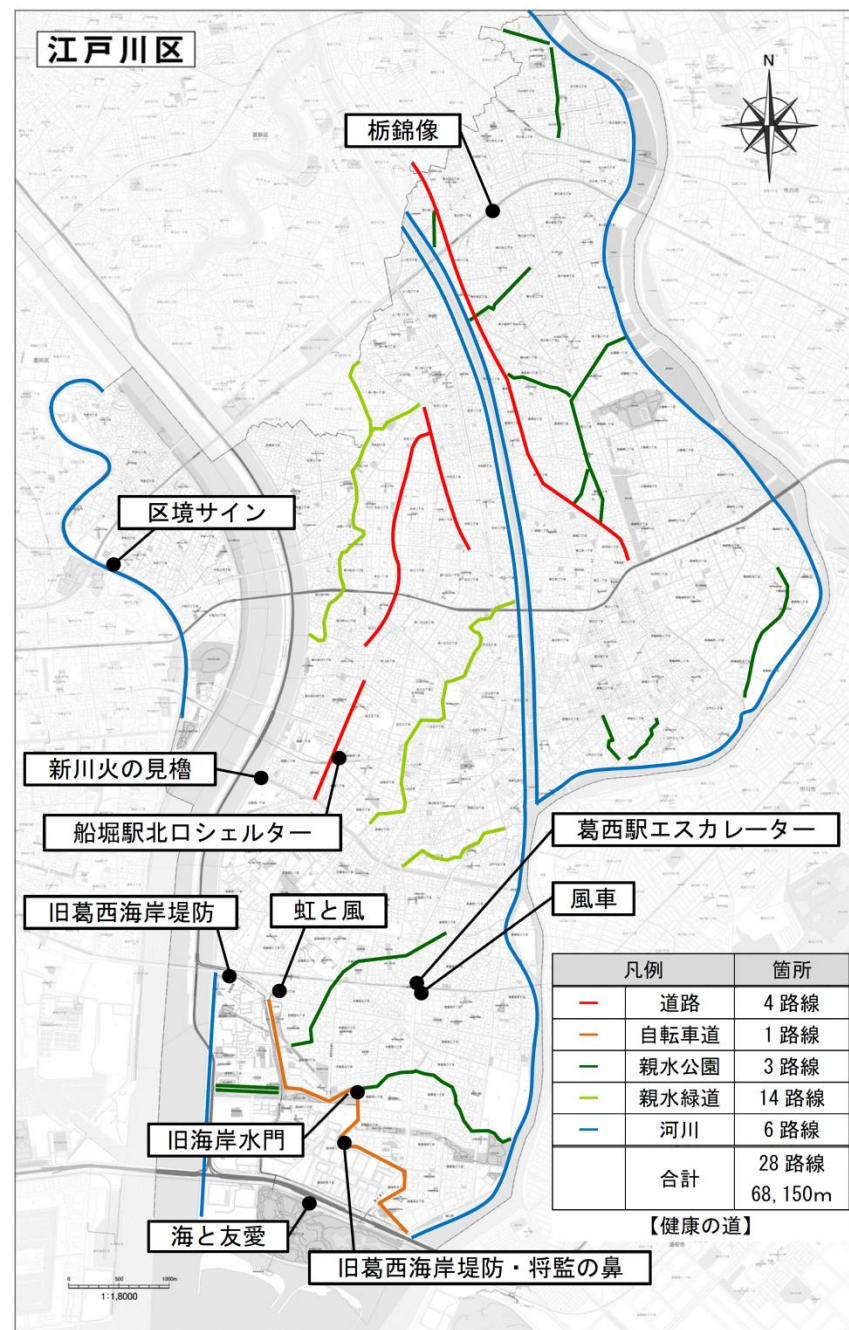
葛西駅エスカレーター



船堀駅北口シェルター



【昭和 55 年 9 月時点の水路位置図】（当時の計画）



【健康の道・モニュメント等 位置図】

18. その他

【その他部会】

【対象施設】	【現状と課題】
・ 残存水路（暗きょ）[区内全域]	・ かつての水路は下水道整備に伴い多くが埋め立てられ道路として整備されたが、柵きょにカバープレートをかけてその上を舗装した路線等は、現在も道路下に暗きょが空洞として存在しており、道路陥没の危険がある。また、暗きょに接続されている導水管も撤去されずに、土のうが詰められているだけの箇所もある。これらの位置・構造・延長等を一部しか把握できていない。
・ 旧葛西海岸堤防[4,461m、遺構2箇所] ・ 旧海岸水門	・ S32.4完成。葛西沖開発土地区画整理事業（S47年度～H7年度）による埋め立てに伴い役割を終えたが、歴史的遺構として保存している。 ・ 旧葛西海岸堤防沿いの擁壁は、ひび割れ部等から絞り水が発生している。 ・ 旧海岸水門は左近川と東京湾を仕切る水門であった。現在は老朽化が著しい。
・ モニュメント	・ 基本的に事後保全で対応。
新川火の見櫓	・ H22.2設置。土日祝等の見学時間の開閉は委託で対応。
風車（葛西駅前広場）	・ H20 葛西土地区画整理組合より寄贈。発電機保守点検委託：33万円（H27年度）
海と友愛（葛西臨海公園駅前広場）	・ 適宜、オーバーホール・塗装の塗り替え等を実施。
虹と風（総レク子供の広場）	・ 適宜、塗装の塗り替え等を実施。
区境サイン（旧中川）	・ H19.3設置。木材が徐々に老朽化している。設置後点検していない。



旧海岸堤防



旧海岸水門



新川火の見櫓



風車



海と友愛



虹と風



区境サイン

3-2. 各施設の基本方針

【道路】基本方針

点検・診断	・道路、街路灯、街路樹の民間管理委託を今後も実施し、不具合箇所の早期発見と迅速な対応に努め、安全で快適な道路機能を継続的に確保する。点検結果は記録・蓄積し、維持管理・修繕等に活用する。 ・道路維持管理委託では、日常点検（月1回以上のパトロール）に加え、月別強化点検として、排水施設・交通安全施設・緑道・橋梁（高欄及び舗装）・駅前広場等を年1回以上重点的に定期点検しており、今後も継続していく。 ・街路灯管理委託では、灯具の清掃に合わせた街路灯の点検を今後も継続していく。 ・街路樹等管理委託では、日常点検（月1回）による樹木の成育状況の確認、病虫害調査を今後も継続していく。 ・電線類地中化施設は、道路維持管理委託で5年に1回の総点検と年次点検を行う。
維持管理・修繕・更新	・道路舗装は、ひび割れ補修等の小規模修繕により延命を図り、点検の結果「道路の目視点検補修マニュアル」で要補修と判断された路線について、地元要望等を加味して単独工事を実施する路線を選定する。（状態監視型予防保全） ・占用企業者とより一層綿密な調整を行い、区及び占用工事が時期を合わせて効率的な舗装及び排水施設等の更新に取り組む。 ・舗装種別は、平成26年度に見直しを行ったが、今後も交通量等を考慮し、必要に応じて種別・構造を見直す。 ・街路灯は、10年間で計画的にLED照明等に交換し、LCCの縮減及び電気料金の低減を図る。 ・街路樹は、江戸川区街路樹指針「新しい街路樹デザイン」の維持管理の方針・基準等に基づいて適切に維持管理する。 ・過去に高品質材料・特注品等を使用した施設は、原則、更新時に廉価で汎用性が高い材料・製品に交換する。
安全確保	・舗装、道路標識、街路灯、街路樹等の点検・パトロールを民間管理委託により着実にを行い、特に落下や転倒等で第三者被害につながるような致命的な不具合箇所を見逃さずに発見して、安全確保に努める。
長寿命化	・50型・60型舗装路線は、将来的には路面性状測定車による点検手法を導入する等、測定結果に基づく客観的指標による評価を行う。これに路線の重要度や地元要望等を加味して優先順位・施工範囲等を決定し、計画的な予防保全型の修繕・更新を行う。 ・大型車交通量が多い路線への耐久性の高い舗装の導入やL形溝車乗入部に街きょ相当の構造を導入することでLCC縮減を図る。 ・これらの具体的な計画として、平成32年度までに「道路長寿命化修繕計画」を策定する。

【橋梁】基本方針

点検・診断	・道路維持管理委託による日常点検及び職員による年次点検、専門技術者による5年に1回の定期点検を今後も実施し、不具合箇所の早期発見と迅速な対応に努め、安全で快適な道路機能を継続的に確保する。点検結果は記録・蓄積し、維持管理・修繕等に活用する。 ・親水公園に架かる小規模橋梁等は、日常点検・定期点検は行うが事後保全型の維持管理を行う。 ・職員による定期点検を継続することで、橋梁に関する基本的な知識と点検・診断のポイントの習得を図る。
修繕・更新・維持管理	・排水管・排水ますの土砂詰まりの除去等、対応が比較的容易なものは日常の維持作業により実施する。 ・橋梁本体及び橋梁付属物（支承・伸縮装置・高欄等）は、長寿命化計画に基づき、計画的に修繕・更新を行う。 ・過去に高品質材料・特注品等を使用した高欄や歩道舗装等は、原則、効率的な維持管理を考慮し、更新時に廉価で汎用性が高い材料・製品に交換する。 ・「新中川橋梁整備基本計画」の架替対象橋梁のうち未架替のものは、長寿命化修繕計画において将来の整備方針を定める。 ・親水公園に架かる小規模橋梁等は、流水機能を確保して落橋を視野に検討を行い、将来の危険リスクを減らしていく。
安全確保	・日常点検や定期点検等で不具合が発見された場合、応急処置により速やかに安全対策を行うとともに、長寿命化計画における工程を見直し、修繕工事を前倒しして実施する。 ・定期点検では、主構造の致命的な不具合を見逃さずに発見し、構造上の安全性確保と第三者被害の防止に努める。
耐震化	・これまで行ってきた耐震対策を引き続き進め、道路橋示方書における橋梁の重要度に応じた耐震性能の確保を図る。
長寿命化	・策定済みの「江戸川区橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な予防保全型の修繕・更新を行うことで安全性の確保と延命に取組み、合わせてLCC縮減と維持管理予算の平準化を図る。 ・5年に1回の定期点検を継続させ、点検結果・補修実績を長寿命化計画に反映させることで、計画の実現を図っていく。

【公園】基本方針

点検・診断	・民間管理委託により定期的に点検・清掃し、不具合箇所の早期発見と迅速な対応に努め、遊具の破損等による事故を未然に防止し、安全で快適な公園機能を継続的に確保する。点検結果は記録・蓄積し、維持管理・修繕等に活用する。 ・長寿命化の対象施設については、「江戸川区公園施設長寿命化計画」に基づき、適切に点検・調査を実施する。
維持管理・修繕・更新	【公園】公園施設は、不具合発生時の施設サービスへの影響や利用者の安全性等を踏まえ、施設の性質を考慮した予防保全型・事後保全型の区分けをして維持管理・修繕を行う。 ・更新時には「江戸川区みどりの基本計画」に基づき、周辺公園の整備状況も考慮し、今日的な観点でリニューアルを行う。 【親水公園・親水緑道】今後も各親水公園・親水緑道のコンセプトに基づく維持管理を行う。修繕・更新における使用材料は、景観になじむよう自然素材を用いつつ、路線や設置場所によっては高耐久の材料を使用する等の使い分けをする。
安全確保	・日常点検や定期点検等で施設の不具合が発見された場合、簡易な処置で対応できるものはその場で直接対応する。 ・修繕を行う場合は、必要に応じて施設内への立入禁止や施設の使用禁止等の措置を講じる。
長寿命化	【公園】現行の「江戸川区公園施設長寿命化計画」は、都市公園 235 箇所のみが対象のため、計画策定から 5 年を目途に、全公園を対象とした長寿命化計画に改定する。計画対象施設は、公園内の施設を漏れなく抽出・整理した上で選定を行う。その後も適宜、点検結果・補修実績を長寿命化計画に反映させることで、計画の実現を図っていく。 【親水公園・親水緑道】今後も良好な環境を保全していくために、「親水公園・親水緑道長寿命化計画」を策定し、舗装・水路・浄水施設・設備・植栽等の維持管理に関する具体的な方針を定め、改修路線の優先順位をつけて、計画的に改修・更新を行う。
統廃合	・公園の手洗所は、利用状況や老朽化等の現状把握を行い、周辺の公衆手洗所も考慮して、施設規模及び適正配置を検討する。

【特定施設】基本方針

点検・診断	【全般】コンクリート躯体及び建屋は、職員による年次点検及び専門技術者による5年に1回の定期点検を実施し、点検結果は長寿命化計画に反映させる。点検にあたっては、施設の構造を十分把握した上で、点検のポイントを整理して行う。 ・設備関係は、法定点検を遵守するとともに、法定点検の対象外の施設も、定期点検実施に関するルールを作り、点検を行う。 【駐輪場】民間管理委託等の日常巡回により、駐輪設備の不具合を早期に発見し、安全で快適な施設サービスを提供する。 【駐車場】指定管理者等の日常点検・定期点検により、施設の不具合を早期に発見し、安全で快適な施設サービスを提供する。
維持管理・修繕・更新	・コンクリート躯体及び建屋は、定期点検結果を反映させた長寿命化計画に基づき、維持管理・修繕を行う。 ・設備関係は、不具合発生時の施設サービスへの影響や利用者の安全性等を踏まえ、設備の性質を考慮した予防保全型・事後保全型の区分けをして維持管理・修繕を行う。 ・駅周辺の放置自転車を防止するため、需要台数を駐輪場に収容できるよう、自転車の形状変化等に柔軟に対応し、設備更新やスペース確保等に取り組む。 ・持続的な施設運営のために、受益者負担の適正化と新たな歳入の確保に取り組む。
安全確保	・日常点検及び定期点検において高度な危険性が認められた場合には、施設利用者の安全確保を最優先に施設利用を制限し、速やかに安全対策を行う。
耐震化	・耐震設計を行っていない施設は、耐震診断等の必要な調査を行い、適切な対処方法を検討する。
長寿命化	・コンクリート躯体及び建屋等の調査・診断を行い、「土木特定施設の長寿命化修繕計画」を策定し、計画的にコンクリートの劣化対策や設備の大規模修繕等を実施する予防保全型の維持管理を行う。その後も長寿命化計画は5年に1回改定し、点検結果・補修実績を反映させることで、計画の実現を図っていく。
統廃合	・新規駐輪場整備や需要減少等により収容台数を縮小する場合は、利便性・経済性等を勘案して、廃止する駐輪場を選定する。

【水門等】基本方針

点検・診断	・ 専門技術者による年次点検や職員による定期点検を今後も実施し、不具合箇所の早期発見と迅速な対応に努め、安全な施設機能を継続的に確保する。点検結果は記録・蓄積し、維持管理・修繕等に活用する。
修繕・更新・維持管理	・ ゼロメートル地帯である本区の治水上の安全を確保するため、水門等は予防保全により常に健全な機能を維持することを前提に、設備の性質を考慮した状態監視型・時間計画型の区分けをして維持管理・修繕を行う。 ・ 地震等の緊急時に対する安全性向上のため、感震装置や遠方監視・遠方操作システムの導入を検討する。
安全確保	・ 取水、排水施設としての供用を廃止した施設も職員による定期点検の対象とし、適切に維持管理する。
耐震化	・ これまで行ってきた耐震対策を引き続き進め、設計上想定される最大級の地震に対する耐震性能の確保を図る。
長寿命化	・ 予防保全型の維持管理により、適切な点検と計画的な補修を行い、長寿命化を図る。
統廃合	・ 供用廃止した施設の取扱いについては、河川管理者と協議の上、決定する。

【その他】基本方針

点検・診断	【全般】道路維持管理委託等により不具合箇所の早期発見と迅速な対応に努め、安全で快適な施設機能を継続的に確保する。点検結果は記録・蓄積し、維持管理・修繕等に活用する。
維持管理・修繕・更新	【全般】点検に基づき維持管理・修繕を行う予防保全を基本とするが、第三者被害の危険が無い施設等は事後保全対応とする。 【河川防護柵】新中川の河川防護柵は、東京都による護岸の耐震補強工事に伴う更新時に、維持管理の省力化を考慮した構造・材質に変更・統一する。 【公衆手洗所】建物本体・内装の老朽化及び臭気改善のために、優先順位を定めて計画的に大規模修繕・更新を行う。 【防災船着場】浮棧橋型は、維持管理軽減のため、更新時に岸壁型への転換も視野に検討する。 【旧葛西海岸堤防、旧海岸水門】現在は役割を終えたが、老朽化対策を行い、まちづくりの歴史の一部として今後も遺構として残す。
安全確保	【残存暗渠】道路陥没の危険があるため、位置・延長・構造等の調査を行い、順次撤去・埋戻しを行う。
統廃合	【公衆手洗所】利用状況や老朽化等の現状把握を行い、周辺の公園の手洗所も考慮して、施設規模及び適正配置を検討する。 【モニュメント】更新時期を迎えたものは、維持管理費や地元住民の意向等を勘案して、施設毎に更新か廃止かを決定する。

第4章 今後の取組み

- (1) 予防保全型維持管理の推進
- (2) 管理水準の設定
- (3) ライフサイクルコストの縮減
- (4) 着実な点検の実施
- (5) 長寿命化計画の策定・改定
- (6) P D C Aメンテナンスサイクルの実践
- (7) 管理システムの一元化と有効活用
- (8) 職員の技術力の向上
- (9) さらなる民間活用
- (10) 区民との協働
- (11) 計画的な予算配分
- (12) 公園・街路樹等の維持管理体制

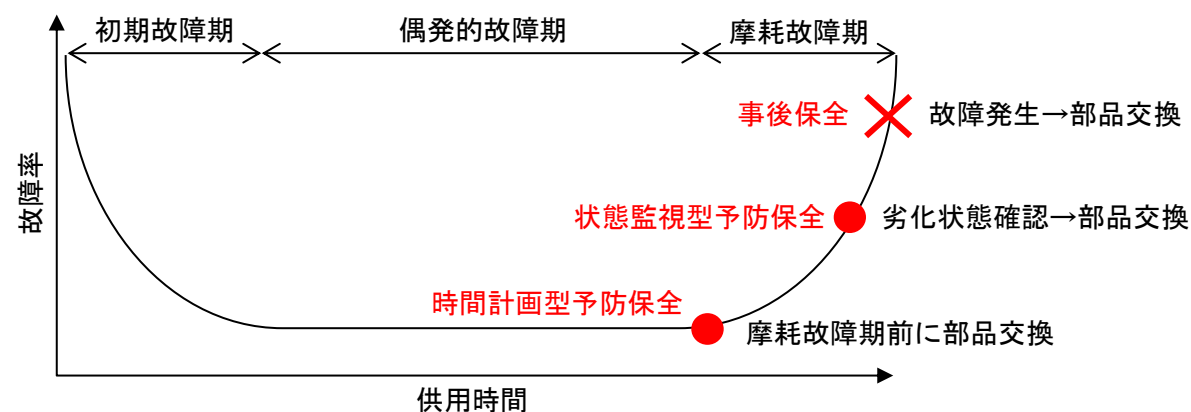
(1) 予防保全型維持管理の推進

土木公共施設は、予防保全型の維持管理を行うことを基本とするが、施設の特性・重要性・安全性・経済性・効率性等を考慮し、下表の区分けをして維持管理を行う。

予防保全 日常点検・定期点検の結果に基づき、不具合や故障が発生する前に修繕・更新を行うことで、未然に防止する。 (予防保全のメリット) 施設の安全性・快適性を継続的に確保することが出来る。 予防保全による小規模修繕を積み重ねることで施設の長寿命化を図り、大規模修繕や更新の時期を遅らせることでライフサイクルコスト削減を図ることが出来る。 長寿命化計画や修繕計画を立て易くなり、予算の積み上げを計画的に行うことが出来る。	状態監視型 日常点検・定期点検等により施設の現状を把握し、劣化・損傷等の状態に応じて修繕・更新する。 対象施設⇒概ね全ての土木公共施設
	時間計画型 設備のように不可視部分が多かったり、目視点検では劣化状態の把握が困難であるものは、供用開始又は前回点検から一定期間が経過した時点で定期的に点検を行い、必要な部品交換や設備更新を行う。 定期的にメンテナンスを行うので、部品等の調達が速やかで施設サービスへの影響が少なく、設備の延命化が図れる。 ①定期保全：6か月・1年等の一定期間が経過した時点で行う。 対象施設⇒排気設備や消防用設備等の法令点検対象の設備 ②経時保全：累積稼働時間が一定時間に達した時点で行う。 対象施設⇒街路灯の灯具

事後保全 不具合や故障が発生してから修繕・更新する。 日常点検等で不具合や故障の早期発見に努め、陳情により把握した場合は迅速に対応する。	①事後保全で対応する方が経済性・効率性で有利な施設 対象施設⇒親水公園・親水緑道のポンプ設備（バックアップ用ポンプがあるもの） ②劣化・損傷の状況を目視等で直接確認できない施設 対象施設⇒親水公園に架かる橋梁、電線類地中化施設 ③不具合・故障が発生しても、施設サービスの著しい低下や第三者被害につながらない施設 対象施設⇒駐輪場の一部の設備 ④規模が小さく、予防保全によるコスト削減効果が低い施設 対象施設⇒緑道の彫刻、各種モニュメント ⑤予測できない突発的な出来事等により不具合・故障が発生した場合 想定状況⇒道路陥没、交通事故やいたずら等による破損、地震・台風等の天災被害 （これらの状況が発生しないよう、または被害を最小限にとどめるための予防保全は行う）
--	---

【設備の予防保全・事後保全のイメージ】



設備の故障率曲線は、その形からバスタブ曲線と呼ばれており、時間の経過により初期故障期、偶発故障期、摩耗故障期の3つに分けられる。

供用開始直後は初期不良が発生しやすい（初期故障期）が、時間の経過とともに低下し、安定した状態（偶発故障期）になっていく。やがて、部品等の劣化が進み（摩耗故障期）故障に至る。

(2) 管理水準の設定

各施設の健全性の判定や補修・更新のタイミングの見極め等を一定の考え方に基づいて行うために、適切な管理水準を設定する。

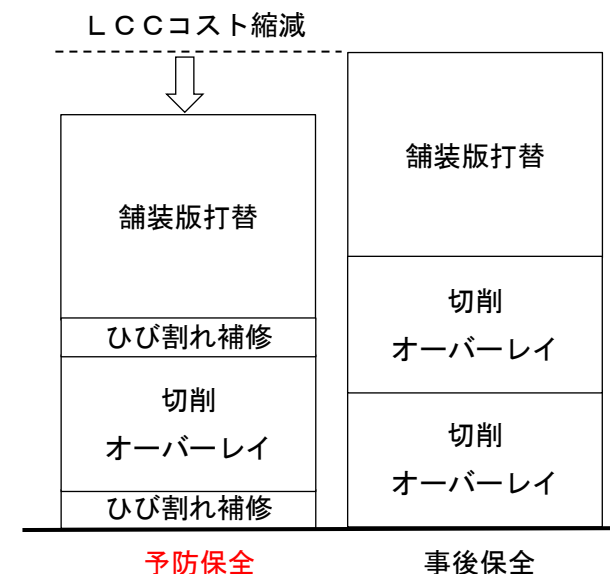
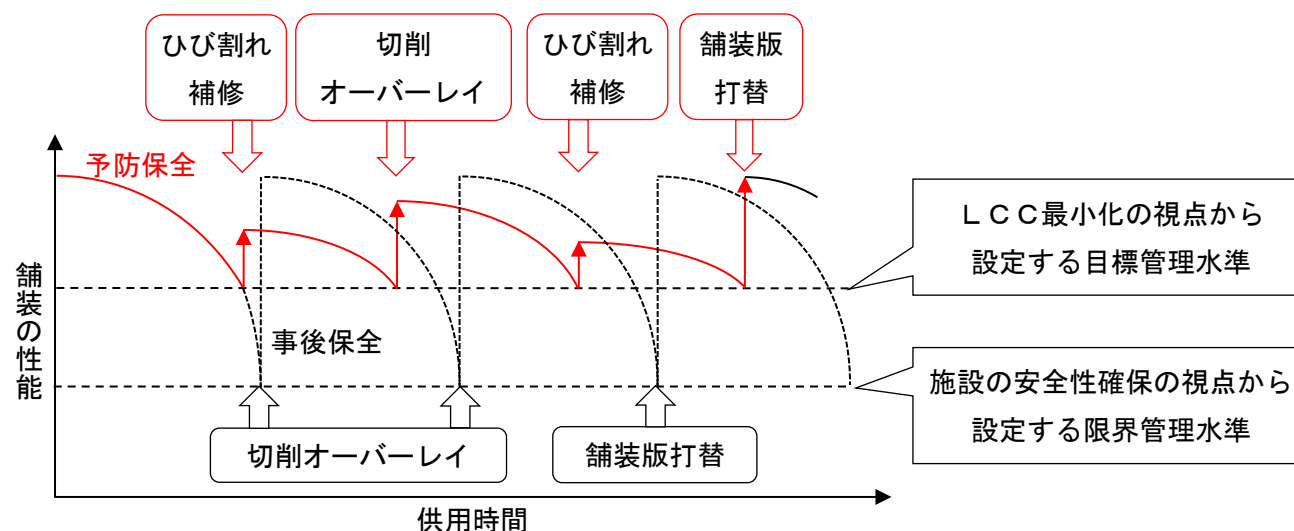
予防保全型の維持管理を行う施設は、安全性の確保のみならず、LCC 最小化という視点で、施設の特性や重要性等を考慮し、施設や設備ごとに適切な目標管理水準を設定する。

また、事後保全型の維持管理を行う施設も、安全性を確保するために、限界管理水準を設定する。

具体的な取組み（案）

- ・舗装の管理水準について、管理瑕疵が問われない程度の水準への引き下げの検討。（道路の目視点検補修マニュアルの改定）
- ・公園の維持管理費縮減のための管理水準の引き下げの検討。
- ・管理水準を設定していない施設の抽出と管理水準の検討。

【舗装における目標管理水準とLCC縮減のイメージ】



（3）ライフサイクルコストの縮減

「予防保全型維持管理の推進」や「管理水準の設定」と共に、以下の取組みを行うことでLCCの縮減を図る。

・高耐久材料や高耐久構造の採用

高耐久性材料や高耐久構造の採用することで、イニシャルコストは通常よりも高くなっても、LCCにおいて有利となる場合もあるため、適材適所での使用を検討していく。

・維持管理が容易な構造の採用

点検や部品交換が行いやすい材料や構造を採用することで、維持管理の省力化を図る。

・新技術・新材料の活用

長寿命化やコスト縮減及び効率的な維持管理が期待できる新材料・新技術は、試験的に導入して効果を検証し、有用なものは積極的に活用していく。

具体的な取組み（案）

- ・首都高速七号線付属街路へのコンクリート舗装の試験施工。
- ・舗装のひび割れやたわみによる補修頻度が高い箇所に対して FWD 調査（舗装各層の健全度調査）を実施し、路盤の状態を非破壊で確認した上で補修方針・補修範囲を決定する。必要に応じて全断面打替を実施することにより、根本的な改善を図る。
- ・L形溝の損傷やバタつきによる補修頻度が高い箇所（コンビニやマンション駐車場出入口）に対して街きょ並み構造の導入。
- ・公園施設に、自然素材の質感を持ちながら耐候性・耐久性に優れた合成木材を採用。
- ・橋梁の鋼桁や水門に、従来より耐候性・耐食性のある塗装材料を採用。
- ・不可視部分がある施設には、あらかじめ主構造の点検孔を設置。

（４）着実な点検の実施

点検を行う主な目的は、施設の現状把握、不具合箇所の早期発見、点検結果の記録・蓄積であり、点検を着実に行うことで維持管理・修繕等への活用や各施設の安全確保に繋げていく。

点検は、各施設の重要度や利用状況と不具合・故障発生の可能性を考慮し、リスクに応じて内容や頻度にメリハリをつける。

現在、各施設の日常点検については、そのほとんどを管理委託または指定管理者制度により行っているため、点検対象施設・点検項目・点検方法・点検頻度等を明確に示した上で、致命的な不具合を見逃さない視点で実施させることが重要である。

また、職員が点検報告書をチェックする際も、致命的な不具合を見逃さない視点で内容の確認を行い、誤った点検データや診断内容があれば、気づいたり違和感を感じたりできるよう報告書を見る目を養っていく。

さらに、点検結果や維持管理作業の実施結果を評価・検証し、点検項目・点検方法の見直しやそれに伴う委託業務内容の見直しを随時行うことで、点検業務の充実を図っていく。

具体的な取組み（案）

- ・施設ごとに点検項目や点検のポイント等を整理した「点検確認票」（チェックシート）の作成。
- ・日常点検から漏れている施設の抽出と点検の実施。
- ・点検時に不可視部分がある施設の抽出と非破壊検査等による点検等の検討。
- ・法定点検の対象外の設備について、点検項目・点検方法・点検頻度等を明確にする。
- ・職員は日頃から現場確認に行くことを習慣化し、各施設の構造や特性・点検のポイント・劣化や損傷の状態等を自分の目で見て理解する。

（５）長寿命化計画の策定・改定

（１）～（４）で述べてきた「予防保全型維持管理の推進」「管理水準の設定」「ライフサイクルコストの縮減」「着実な点検の実施」を、中長期的視点で具体的かつ計画的に実施していくために、土木公共施設の主要５類型（道路、橋梁、公園、親水公園・親水緑道、土木特定施設）について、平成３２年度までに個別施設計画として長寿命化計画の策定・改定を行う。

策定後も、長寿命化計画に基づく定期点検の結果や補修工事の実績を計画に反映させ、実態に即した計画となるよう適宜改定する。

策定・改定においては、各長寿命化計画間で大規模修繕・更新等の時期を調整し、維持管理予算の平準化を図る。

大規模修繕・更新の優先順位付けは、不具合発生時の影響度と発生確率からリスクの大きさを評価して行う。

各年度の予算編成においては、各長寿命化計画に基づく修繕・更新を重視し、継続的・計画的な取組みに対して優先的に予算配分する。

【工程表】（案）

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
道路					計画策定
橋梁（H23.5策定）	計画改定				
公園（H26.4策定）				計画改定	
親水公園・親水緑道	各路線の現況調査 →			計画策定	
土木特定施設	計画策定				

【リスクマトリクスによる優先順位付け】（例）

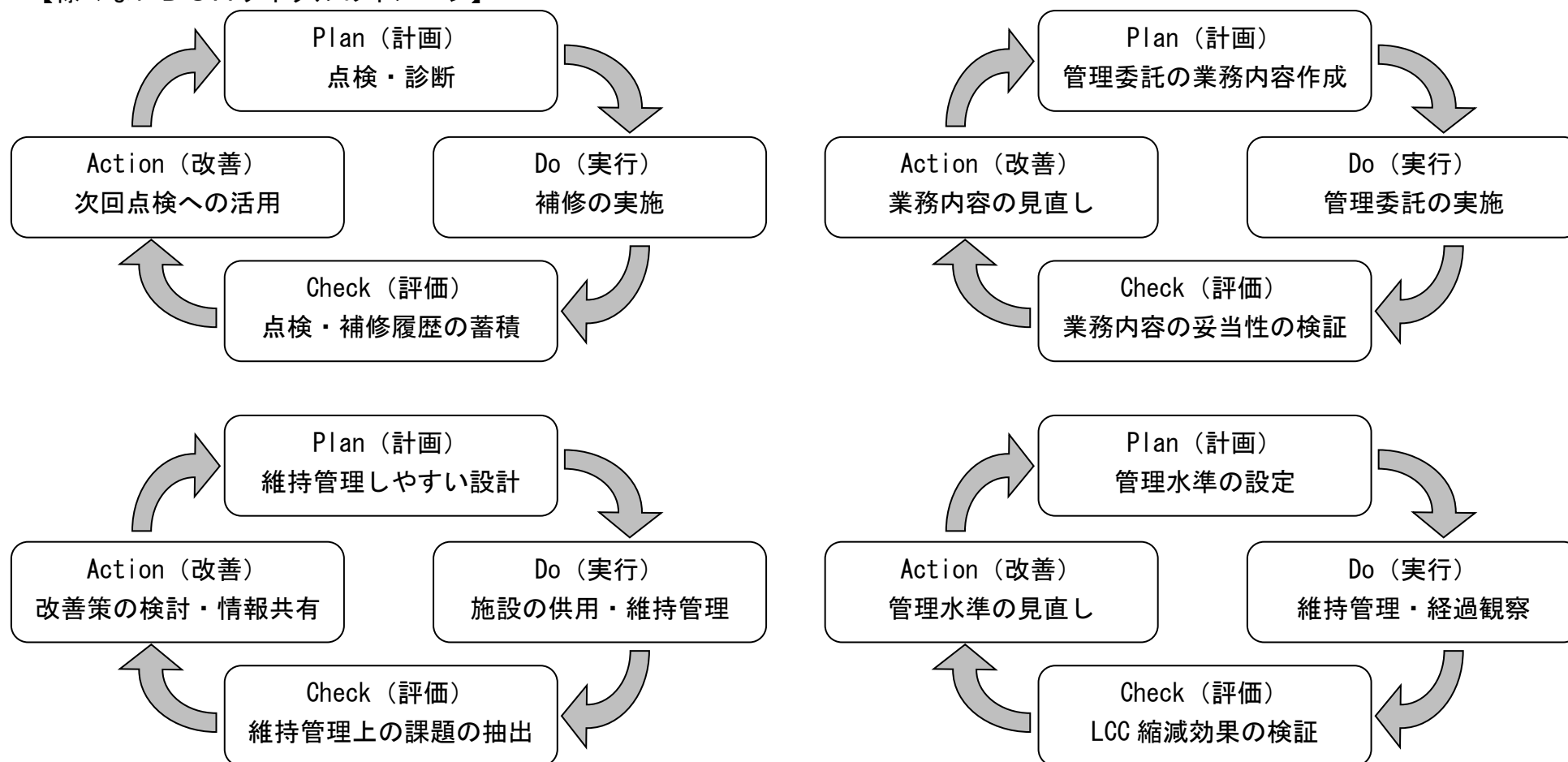
大 ↑ 発生確率 ↓ 小	リスク中 優先度③	リスク大 優先度②	リスク大 優先度①
	リスク小 優先度④	リスク中 優先度③	リスク大 優先度②
	リスク小 優先度⑤	リスク小 優先度④	リスク中 優先度③
	小 ←	影響度	→ 大

(6) PDCAメンテナンスサイクルの実践

PDCA メンテナンスサイクルの必要性と重要性を職員が理解し、様々な業務で実践する。

業務の継続的な改善のためには、Check（評価）と Action（改善）を行うことが重要であるため、年度末に当年度の維持管理業務の取り組みについての評価と改善点の整理を行い、新年度の維持管理業務に反映させる。

【様々なPDCAサイクルのイメージ】



（7）管理システムの一元化と情報の有効活用

日常の維持管理業務や修繕計画への活用に必要な情報（施設諸元、点検記録、補修履歴、陳情履歴等）の一元管理に取り組む。

地図情報システム(GIS)と連動した管理システムを既に構築しているが、現状は街路灯管理にのみ利用されているため、その他の施設情報も集約・蓄積し、維持管理担当職員が常にシステムを使用できる環境を整備し、更新作業の継続を習慣化することで管理システムを最大限に活用する。

また、これまでも様々な管理台帳を整備しながらも、更新作業を継続しないことにより内容が陳腐化し、維持管理業務に有効活用されなかった経験を繰り返さないための方策を具体的に検討する。

建設年度が古くしゅん工図等が存在しない施設は、点検・補修等を通じて構造・諸元等の情報収集を図り、蓄積していく。

紙媒体の管理台帳・図面等については、整理・データ化をさらに進める。

具体的な取組み（案）

- ・各施設についてデータとして蓄積すべき内容や更新のタイミング等を整理し、データ管理の運用ルールを明確化する。
- ・管理システムの操作方法やシステム活用のメリットを職員に広く周知させるための研修・勉強会の場を設ける。
- ・管理システムの全庁 LAN 端末への導入。
- ・更新データ入力作業等の一部委託化。

（８）職員の技術力の向上

・ ＯＪＴの実践

技術職員一人一人が、長寿命化計画の内容や各施設の特性、点検のポイント等を理解し、劣化や損傷に対して適切な診断・評価を行い、受注者への的確な対策の指示が出来るよう、日々の業務の中で維持管理業務に関する専門的な技術を身に着ける。

・ 外部研修の活用

国や都等が実施する様々な研修に積極的に参加し、各職員が技術者としての自己研鑽を重ねていく。

・ 若手職員の育成

土木部の伝統風土である「現場重視」の体制を今後も継続し、若手職員が積極的に現場に行く環境を維持する。

部内での現場見学会を積極的に開催して、工事担当係以外の若手職員が現場に触れる機会を設ける。

合わせて、各種マニュアルが形骸化しないよう継続的に更新し、「現場」と「マニュアル」の両輪による若手育成を行う。

・ 技術の継承

今後、下水道や親水公園をはじめとした土木公共施設整備の中核を担ってきた技術職員の一斉退職を控え、しゅん工図やマニュアルでは分からない先輩職員が持つ様々な知識や経験について、現場を重視した技術の継承を行う。

また、過去の個別の取り組みの経緯や歴史等、次の世代へと正確に伝承していくべき情報は、可能な限り記録として残していく。

・ 部内の情報共有

これまでも「土木部技術連絡会」を定期的に開催して、維持管理上の技術的課題等についての議論や情報交換を行ってきた。

今後もこの体制を維持するとともに、連絡会の資料や議事録を全庁ポータル（土木部）に掲載して、部内の情報提供を図る。

その他、維持管理関係のマニュアルやヒアリング調書等も全庁ポータル（土木部）に掲載して、部内の情報共有を図る。

（９）さらなる民間活用

・維持管理における民間活用

これまでも維持管理業務の民間委託や指定管理者制度の導入を行ってきたが、維持管理業務を単に民間へシフトし財政負担の軽減を図るだけでなく、民間のノウハウを最大限に活用することによる、業務の効率化やサービス水準の向上等の可能性について、包括的民間委託の導入も含め、今後検討する。

・評価・入札制度の改善

管理業務委託について、業務に対する取組み姿勢や点検の確実性等の差を明確に評価する成績評価の導入を行い、優良企業の公表や次回入札時に加点する等、受注者のモチベーションと業務内容の質の向上を図る方策について検討する。

・受注者の育成

施設の老朽化の進行に伴い、今後ますます維持管理に関する業務委託や工事が増加すると考えられるため、受注者の維持管理に関するスキル向上のための技術的指導を行う。

（１０）区民との協働

・アダプト制度の発展

〔緑・公園・まちかど・水辺・桜守〕の各ボランティア活動を通して、区民との協働による維持管理体制を醸成させていく。

・区民への情報提供

区民に維持管理の重要性についての理解が得られるよう、これまでの取組みや今後の方針等について HP 等で情報発信を行う。

（１１）計画的な予算配分

本区の財政は今後も厳しい状況が予想され、健全財政を堅持するために、限られた財源の中で、施設の安全性の確保と最大限の施設サービスの提供を図っていく必要がある。そこで、将来的な土木公共施設の維持管理に係る予算配分についての基本的な考え方を示す。

①維持管理費の削減

老朽化が進む既存施設の維持補修に加え、都市計画道路や都市公園等の新規整備による管理対象施設の増加に伴い、維持管理費は今後とも増え続けることが予想されるため、本計画の基本方針に基づき、より効率的・効果的な維持管理を推進し、経費削減を図る。

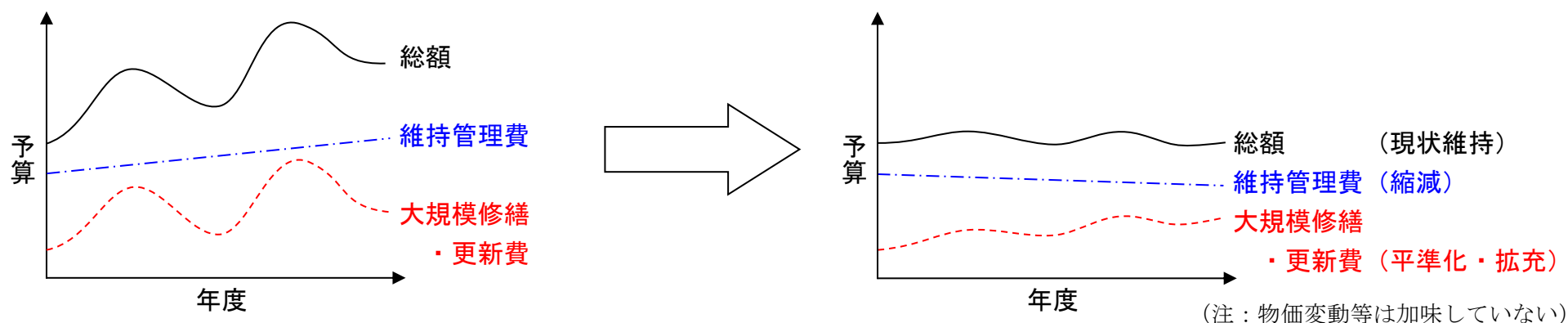
②現在と同規模の予算による維持管理の継続

経費削減により生み出した予算を大規模修繕・更新費に充てることで、現在と同規模の予算範囲内で、膨大な土木公共施設を今後も持続的に適切に維持管理していくことを目指す。

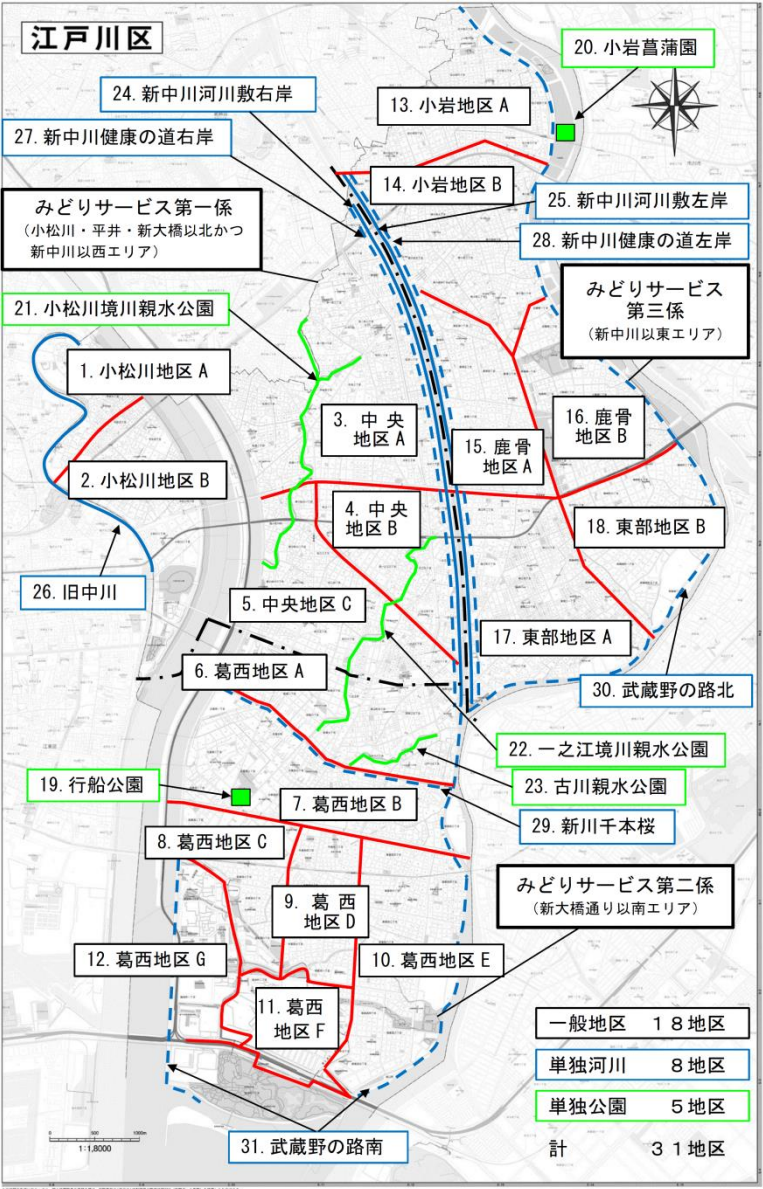
③大規模修繕・更新費の平準化

長寿命化計画の策定・改定にあたって、各計画間で大規模修繕・更新等の時期を調整し、予算の平準化を図る。

【予算平準化と予算配分のイメージ】



(12) 公園・街路樹等の維持管理体制

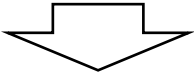


【公園・街路樹等管理委託区分図】(全31地区)

従来まで街路樹管理委託(19地区)と公園管理委託(32地区)は、それぞれ独自の地区割りと委託業者に発注するものであったが、管理業務の効率化および台風、雪害時等における災害時緊急対応態勢の強化を目的として一元化を図ることとなり、平成28年度より、新たな公園・街路樹等管理委託(31地区)として管理業務を実施する。

平成27年度管理委託(旧)

	一般地区	単独河川	単独公園	計
街路樹等	16地区	3地区	—	19地区
公園	25地区	3地区	4地区	32地区
合計	41地区	6地区	4地区	51地区



平成28年度管理委託(新)

	一般地区	単独河川	単独公園	計
公園・街路樹等	18地区	8地区	5地区	31地区

参考資料

■ アダプト制度

公共施設等を、区民や企業が自発的かつ責任のあるボランティアで維持管理する制度のこと。江戸川区では、公園・緑・水辺・まちかど・桜守の5つのボランティア活動が行なわれている。

■ イニシャルコスト

公共施設等の建設時や、機器、設備等を導入する際に必要な初期費用のこと。建設・導入後にかかる費用等は含まれない。

■ インフラ

社会基盤を意味するインフラストラクチャー（infra-structure）の略語。本計画では、都市活動を支える道路・橋梁、公園等が対象。

■ 改修

施設の部位・部材・機器等が機能・性能面で劣化した場合に、当初の機能・性能を超えて改善すること。

■ 緊急輸送道路

災害時に、緊急な輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路及び、知事が指定する防災等の拠点と連絡する道路を指す。

■ 緊急道路障害物除去道路

災害時に、道路の崩壊や建物倒壊による瓦礫の散乱、放置された車両等の障害物に対し、緊急車両が通行できるよう、簡易な応急復旧を行い、避難や救護等の緊急輸送機能の確保を優先的に行う道路。

■ 更新

施設の部位・部材・機器等が機能・性能の面で劣化した場合に、劣化した部位・部材・機器等を、新しいものに取り替えること、または、施設そのものを作り直すこと。

■ 事後保全

施設や設備に異常や故障が発生した後に、原状回復のための措置を施す保全方法を指す。

■ 指定管理者制度

地方公共団体やその外郭団体が担ってきた公共施設の管理・運営を民間企業やNPO法人等に代行させることができる制度。より効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の縮減等を図ることを目的としたもの。

■ 修繕

施設の部位・部材・機器等が機能・性能の面で劣化した場合に、建設当初の水準まで回復すること。

■ 大規模改修

性能を維持するために定期的実施される改修のこと。長期を見据えた計画から時期・費用等が設定され、一般的には多額の費用が必要となる。

■ 第三者被害

第三者とは施設に近接する人、車及び列車等を指し、それらに人的・物的被害や交通障害等を与えること。

■ 長寿命化

施設に対する適切な維持管理によって、機能・性能の劣化を抑え、長く使い続けられるように取り組むこと。

■ 長寿命化計画

計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全ての施設でメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針を指す（対象施設の現状と課題/維持管理・更新コストの見通し/主要施策に係る取組の方向性等）。

■ 特定施設

江戸川区が管理する主にコンクリート躯体等の大型施設で、具体的には、機械式駐輪場、地下駐車場、タクシープール等を対象としている。

■ 包括的民間管理委託

民間企業の創意工夫によってより効率的なサービスが提供できるように、一つのまとまりとしての業務を、複数年度契約・性能発注方式で委託するものである。

■ 補修

施設の部位・部材・機器等が機能・性能の面で劣化した場合に、運用上、支障のない状態に回復させること。

■ 予防保全

定期的な点検等を通じて、施設等の劣化の推移を把握し、損傷が軽微な段階で措置を施すことで、異常の発生を未然に防ぐ保全方法。

■ ライフサイクルコスト

新設から取壊しまでの全期間を対象とした、施設の一生に必要な費用（企画、設計、施工、維持管理、修繕、廃棄等）の合計。

■ 路面性状測定車

時間の経過とともに起きる路面の劣化や傷みを、高速走行しながら測定する車両のこと。わだち掘れ、ひび割れ、平坦性という路面の三大性状を測定する。

■ O J T (On the Job Trainnig)

働きながら、実務を通じて業務に関する技術や知識を、職員に教育をする育成手法。

■ P D C A

業務の継続的な改善のために、計画を立て（P l a n）、実施（D o）し、業務終了後に、結果を評価（C h e c k）し、改善（A c t i o n）し、次の計画に反映させていく仕組み。

■ P P P / P F I (Public Private Partnership/Private Finance Initiative)

P P Pは、官民連携、または公民連携を意味し、民間の資本や各種ノウハウを利用して、公共サービスの向上や効率化を目指す。

P F Iは、その一手法で、公共施設等の建設・維持管理・運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

「土木公共施設の維持管理基本計画」策定検討会設置要領

（目 的）

第一条 土木部が管理する公共施設について、総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（以下「土木公共施設の維持管理基本計画」という）を策定するため、「土木公共施設の維持管理基本計画」策定検討会（以下「検討会」という）を設置する。

（検討事項）

第二条 次に掲げる事項について検討する。

- （１） 「土木公共施設の維持管理基本計画」の検討
- （２） その他「土木公共施設の維持管理基本計画」策定に必要な事項

（構 成）

第三条 検討会は、別表 1 に掲げる会長及び委員をもって構成する。

- ２ 会長は、必要に応じて、委員以外の者に検討会への出席を求めることができる。
- ３ 具体的な事項を検討するため、検討会に検討部会を置く。
- ４ 検討部会には、座長を置き、別表 2 に掲げる者をもって構成する。
- ５ 座長は、必要に応じて、別表 2 に掲げる者以外の者に検討会への出席を求めることができる。

（会 議）

第四条 会長は、必要に応じて検討会を招集し、会議を主宰する。

- ２ 座長は、必要に応じて検討部会を招集し、会議を主宰する。

（事務局）

第五条 検討会及び検討部会の運営のための事務は、計画調整課計画係において処理する。

（その他）

第六条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、その都度検討会において定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 9 月 3 日より施行し、「土木公共施設の維持管理基本計画」の決定日にその効力を失う。

別表 1 検討会

会長	土木部長
委員	計画調整課長
	施設管理課長
	街路橋梁課長
	区画整理課長
	水とみどりの課長
	保全課長

別表 2 検討部会

【道路】 座長：保全課長	保全課	事業調整係	係長級及び担当者
		設計係	
		保全サービス第一係	
		保全サービス第二係	
		街路灯係	
	水とみどりの課	公園街路樹係	
【橋梁】 座長：街路橋梁課長	保全課	事業調整係	
		設計係	
		保全サービス第一係	
		保全サービス第二係	
	街路橋梁課	設計係	
		工事係	
	計画調整課	調整係	
		【公園】 座長：水とみどりの課長	
設計係			
公園街路樹係			
保全課	事業調整係		
	設備係		
【特定施設】 座長：施設管理課長	保全課	事業調整係	
		設備係	
	施設管理課	駐輪対策係	
		【その他】 座長：保全課長	
保全サービス第一係			
保全サービス第二係			
設備係			
施設管理課	駐輪対策係		

開催会議一覧

会議名		開催日	出席者数	主な内容
第 1 回検討会		H27.9.3	25 名	現状把握と課題整理 検討の進め方
第 1 回 検討部会	道路部会	H27.9.8	14 名	現状把握と課題整理
	橋梁部会	H27.9.14	18 名	
	公園部会	H27.9.15	12 名	
	特定施設部会	H27.9.18	9 名	
	その他部会	H27.9.8	13 名	
第 2 回検討会		H27.10.7	24 名	現状把握と課題整理 基本方針（素案）の検討
第 2 回 検討部会	道路部会	H27.12.2	12 名	基本方針（案）の検討
	橋梁部会	H27.12.8	18 名	
	公園部会	H27.12.14	9 名	
	特定施設部会	H27.12.15	7 名	
	その他部会	H27.12.2	12 名	
第 3 回検討会		H27.12.22	23 名	基本方針（案）の検討
第 3 回 検討部会	道路部会	H28.2.8	11 名	基本計画（素案）の検討
	橋梁部会	H28.2.10	14 名	
	公園部会	H28.2.15	8 名	
	特定施設部会	H28.2.9	8 名	
	その他部会	H28.2.8	9 名	
第 4 回橋梁部会		H28.3.22	13 名	橋梁長寿命化修繕計画の検討
第 4 回検討会		H28.3.24	21 名	基本計画（案）の検討 橋梁長寿命化修繕計画の検討
合計		全 20 回	延べ 280 人	

（ 出席者数に事務局は含めない）

検討会・検討部会名簿

【検討会】		
会長		深野土木部長
委員	山口計画調整課長	
	田中施設管理課長	
	佐京街路橋梁課長	
	柿澤区画整理課長	
	多賀水とみどりの課長	
	立原土木部参事（保全課長事務取扱）	
計画調整課	調整係	小島係長
施設管理課	駐輪対策係	河野係長、加藤主査、出山主査
街路橋梁課	設計係	大竹係長
	工事係	今村係長
水とみどりの課	推進係	宇佐見係長、本橋主事
	設計係	菊地係長
	公園街路樹係	海老澤係長、田村主事
保全課	事業調整係	櫻井係長、遠藤主事、近藤主事
	設計係	本多係長、三田主事
	保全サービス第一係	中川係長、板橋主査
	保全サービス第二係	飯塚係長、吉澤主査
	街路灯係	小川係長、池田主事
	設備係	三浦係長、幅岸主査
【事務局】		
計画調整課	計画係	長谷川係長、清野主査、西澤主事 植松主事、川野主事

【検討部会】			
検討部会	名簿		
道路部会 座長：立原参事	保全課	事業調整係	櫻井係長、遠藤主事、近藤主事
		設計係	本多係長
		保全サービス第一係	中川係長、板橋主査
		保全サービス第二係	飯塚係長、吉澤主査
		街路灯係	小川係長、池田主事、野中主事
	水とみどりの課	公園街路樹係	海老澤係長、牧野技能長、田村主事
橋梁部会 座長：佐京課長	保全課	事業調整係	櫻井係長、遠藤主事、近藤主事
		設計係	本多係長、三田主事、古橋主事
		保全サービス第一係	中川係長、板橋主査
		保全サービス第二係	飯塚係長、吉澤主査
	街路橋梁課	設計係	大竹係長、青柳主査、曾根原主事
		工事係	今村係長、青地主査、齋藤技能長
	計画調整課	調整係	島尋主査
公園部会 座長：多賀課長	水とみどりの課	推進係	宇佐見係長、本橋主事
		設計係	菊地係長
		公園街路樹係	海老澤係長、牧野技能長、田村主事
	保全課	事業調整係	櫻井係長、遠藤主事、近藤主事
		設備係	三浦係長、幅岸主査
特定施設部会 座長：田中課長	保全課	事業調整係	櫻井係長、遠藤主事、近藤主事
		設備係	三浦係長、幅岸主査
	施設管理課	駐輪対策係	河野係長、加藤主査、出山主査
その他部会 座長：立原参事	保全課	事業調整係	櫻井係長、遠藤主事、近藤主事
		保全サービス第一係	中川係長、板橋主査
		保全サービス第二係	飯塚係長、吉澤主査
		設備係	三浦係長、幅岸主査
	施設管理課	駐輪対策係	河野係長、加藤主査、出山主査

江戸川区土木公共施設の維持管理基本計画

平成28年3月発行

編集・発行 江戸川区土木部計画調整課計画係
江戸川区中央1-4-1
電話 03-5662-8389